

小笠原諸島振興開発計画

(令和元年度～令和5年度)

令和元(2019)年11月



目 次

小笠原諸島振興開発計画	1
第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項	
1 小笠原諸島振興開発計画の考え方	
(1) 振興開発計画策定の意義	4
(2) 計画の位置付け	4
(3) 計画期間	4
2 小笠原諸島の特性	
(1) 地理的特性	5
(2) 自然的特性	6
(3) 歴史的・文化的特性	6
(4) 社会的特性	6
第2章 振興開発の成果と課題	
1 これまでの取組と成果	8
2 今後の課題	
(1) 産業	9
(2) 自然環境	9
(3) 交通アクセス	9
(4) 生活環境	10
第3章 振興開発の基本的方針	
1 振興開発の基本的方針	12
2 振興開発の施策の方向	
(1) 振興開発の施策の方向	13
(2) 目標人口	14
(3) 成果目標の設定及び評価	14
(4) 島別の対処方針	14
第4章 分野別振興開発事業計画	
1 土地の利用	16
2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の 流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保	
(1) 港湾	20
(2) 航路・航空路	22
(3) 道路・島内交通	24
(4) 情報通信	26
(5) 人の往来等に要する費用の低廉化	27

3	地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発	
(1)	農業	28
(2)	水産業	30
(3)	商工業	32
(4)	先端技術の導入及び生産性の向上	34
(5)	他産業との連携	36
4	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	37
5	住宅及び生活環境の整備	
(1)	住宅	38
(2)	簡易水道	40
(3)	生活排水処理	42
(4)	ごみ処理	44
6	保健衛生の向上	46
7	医療の確保	48
8	高齢者の福祉その他の福祉の増進	
(1)	高齢者・障害者福祉	50
(2)	児童福祉	52
(3)	地域福祉	53
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止	
(1)	自然環境の保全・再生	54
(2)	自然公園	56
(3)	都市公園	57
(4)	海岸漂着物対策	58
(5)	公害の防止	59
10	再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給	60
11	防災及び国土保全に係る施設の整備	
(1)	防災対策	62
(2)	国土保全対策	65
12	教育及び文化の振興	
(1)	教育	66
(2)	文化・スポーツ	68
13	観光の開発	
(1)	観光資源の開発と観光振興	70
(2)	観光業と他産業の連携強化	73
14	国内及び国外の地域との交流の促進	74
15	振興開発に寄与する人材の確保及び育成	76
16	振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間 における連携及び協力の確保	78
17	帰島を希望する旧島民の帰島の促進	79
参考		
	小笠原諸島振興開発特別措置法	81
	小笠原諸島振興開発基本方針	99

小笠原諸島振興開発計画

(令和元年11月28日公告)

第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項

1 小笠原諸島振興開発計画の考え方

(1) 振興開発計画策定の意義

小笠原諸島は、昭和43年に日本に復帰した後、昭和44年度の復興計画以来の数次にわたる計画により、自立的に発展していくための基礎条件を整備することなどを目的に事業が実施され、生活基盤、産業基盤等の社会資本の整備や産業の振興等において、相応の成果を上げてきたところである。

しかし、本土から約1,000km離れた外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあって、本土との交通アクセスの整備のほか、医療・福祉の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等、解決すべき課題は依然として残されている。

また、東日本大震災の発生の際には島内に被害が発生したことなどを踏まえ、今後、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波や自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

一方、小笠原諸島は、世界自然遺産に登録されたことが示すように、豊かな自然環境を有し、特異な歴史や独特の伝統・文化など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。これらは小笠原諸島の観光振興にとって最大の地域資源であり、自然環境の保全及びその持続的活用を図りながら、個性ある地域として発展する可能性を秘めている。

また、小笠原諸島は、我が国の南東海域に位置する国境離島でもあり、領土・領海・排他的経済水域の確保や保全、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等の国家的役割を担っている。

我が国を取り巻く社会情勢が変化していく中、小笠原諸島に一般住民が定住し続けられる社会基盤を維持・向上させていくことは重要であり、今後も必要な整備を進めるとともに、産業の振興、雇用の拡大、住民生活の安定等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら進めることにより、小笠原諸島の自立的発展を目指すことが必要である。

本計画は、以上のような状況を踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明らかにし、これに基づく事業を積極的に推進するために定めるものである。

(2) 計画の位置付け

ア 本計画は、平成31年4月1日施行の小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第6条第1項に基づき策定したものである。

イ 本計画は、同法第6条第4項及び第8項並びに令和元年6月18日に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載したものである。

ウ 本計画に示す取組の実施に当たっては、主体を明確にするとともに、振興開発を担う様々な主体が相互に連携を図りながら進めていくものとする。

(3) 計画期間

本計画の対象期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とする。

2 小笠原諸島の特性

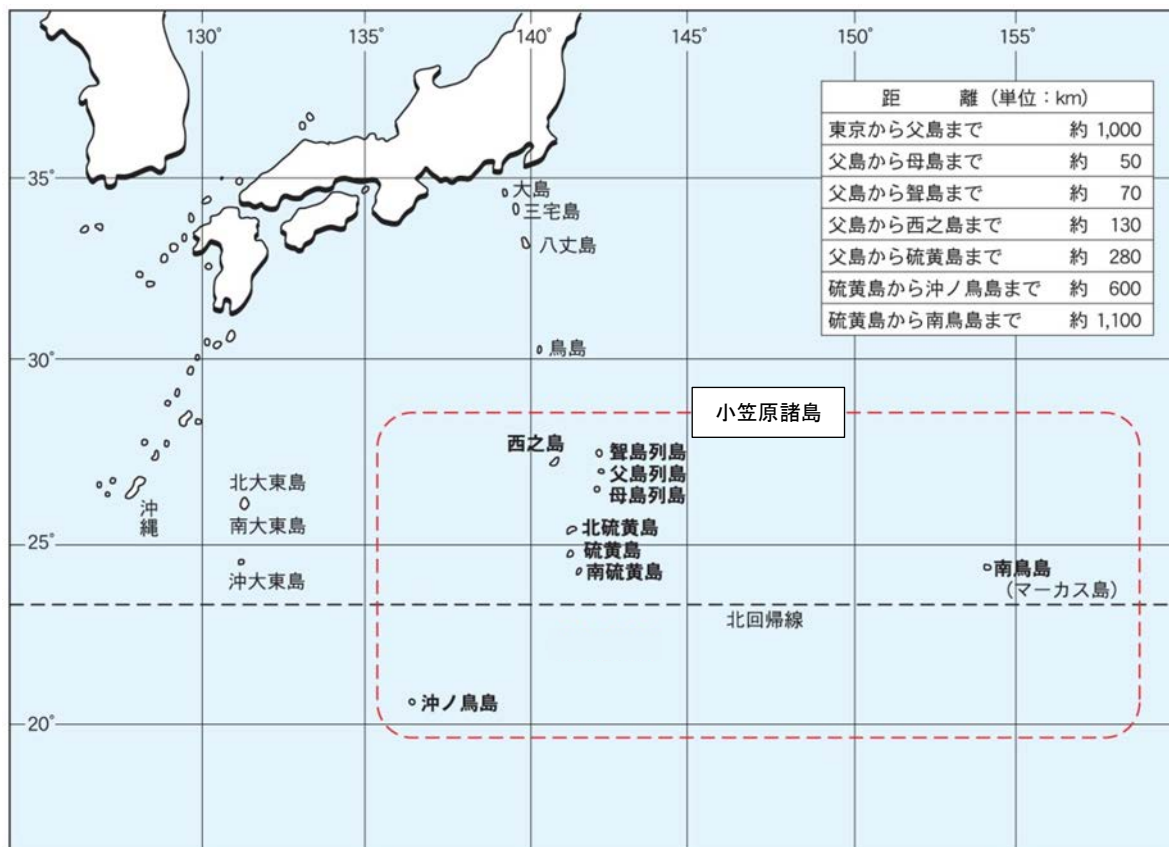
(1) 地理的特性

小笠原諸島は、本土から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に、小笠原群島（聳島列島、父島列島、母島列島）、火山列島（硫黄列島）、西之島、沖ノ鳥島、南鳥島など、30余りの島々から構成され、沖ノ鳥島は我が国最南端、南鳥島は我が国最東端に位置している。

火山列島及び西之島は東日本火山帯の火山列に位置しているため、硫黄島及び西之島では火山活動が見られ、特に西之島では、平成25年度以降、活発な噴火活動があり、新たな陸地の形成が確認されている。

また、小笠原諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域が確保されており、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている。

加えて、小笠原諸島は、周辺海域で操業する他県船や近海を航行する国内外の船舶にとって、台風の発生等により海象状況が悪化した際の避難先になっているほか、船内で救急患者が発生した際の医療受診の寄港先となっており、太平洋上における海上交通の要衝として重要な地域である。



(2) 自然的特性

小笠原諸島は、亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性気候であるが、台風の常襲地帯でもある。

また、亜熱帯に属するが故に本土にはいない病害虫が発生しており、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、島内の農作物や植物の一部を本土へ持ち出すことが規制されている。

一方で、小笠原諸島は、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成していることが評価され、平成23年6月には世界自然遺産に登録されるなど、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。

また、南島の沈水カルスト地形など特異な地質・地形を有している。

なお、大部分の地域は国立公園に指定されており、都民をはじめ、訪れる人々にとって自然と触れ合う癒やしの場となっている。

(3) 歴史的・文化的特性

小笠原諸島は、19世紀になって欧米の捕鯨船などが寄港するようになり、欧米やハワイ等から人々が移住してきた歴史がある。このため、南洋踊りや小笠原の民謡等、太平洋の島々との交流によりもたらされた文化と日本の文化が融合した独特の文化が存在している。

また、第二次世界大戦中の昭和19年に、約7,700人の住民のほとんどが強制疎開により本土への引揚げを余儀なくされた。昭和21年10月に欧米系住民の帰島は認められたものの、その他の住民の帰島は認められず、昭和43年に我が国に復帰し、帰島がかなうまで約四半世紀に及ぶ空白期間を経るなど特異な経緯を有している。このような歴史を経ているため、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

(4) 社会的特性

小笠原諸島と本土とを結ぶ交通アクセスは、約6日に1便、片道約24時間を要する定期船に限定されており、住民や観光客の往来をはじめ、住民の生活必需品や産業の生産物など島内の物資の輸送は、船舶が担っている。

このように、本土との遠隔性やアクセスが航路に限られていることから、依然として生活面及び経済面で本土との諸格差が残っている。

第2章 振興開発の成果と課題

1 これまでの取組と成果

小笠原諸島の復興を図るため、早急な社会基盤の整備が必要とされ、総合的な計画の下に、補助率のかさ上げなどの特例的措置により、重点的な整備がなされた。

この結果、住宅、水道等の生活基盤、道路、港湾等の交通基盤及びほ場造成、漁港等の産業基盤の整備が行われ、住民が生活を営むために必要な基盤整備は、相応の成果を上げてきた。

また、住民が暮らし、実際に社会経済活動が営まれていることは、小笠原諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、我が国の安全の確保、排他的経済水域の保全等にも大きく貢献している。

前計画期間（平成 26 年度から平成 30 年度まで）においては、主に以下の取組を進めてきた。

■ 産業

（産業の振興開発）

- 農道、漁港、共同利用施設等、農水産業の基盤整備
- 農水産業振興のための試験研究や技術開発の推進等

（観光の開発）

- 公園等観光関連施設の整備
- 多様な観光客の開拓と新たな観光メニューの開発等

■ 自然環境

- 小笠原固有の希少種の保全、在来植物の植生の回復、外来種対策等
- エコツーリズム推進全体構想に基づく自然の保護と利用の推進
- 希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養等を推進する「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」の設置

■ 交通アクセス

- 港湾・道路など島内交通施設の安全性・機能の向上及び景観に配慮した整備
- おがさわら丸、ははしま丸の新船建造
- 航空路に係る調査・検討
- 島内情報通信環境網の改良整備及び高度情報通信環境の利活用

■ 生活環境

（住宅、生活環境施設、集落開発等）

- 父島浄水場の高台移転、水質改善や貯水池整備による水量の安定供給の取組
- 生活排水処理施設の整備・改良や資源の循環利用の推進等による環境負荷の軽減

（保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保）

- 医療・福祉における内地専門機関との連携強化
- 母島保育園の高台移転の着手

（防災及び国土保全に係る施設の整備）

- 砂防・地すべり対策による土砂災害防止対策の推進
- 二見港岸壁改修、父島浄水場の高台移転等の大規模津波対策の推進

（教育及び交流の促進）

- 父島・母島の小学校に特別支援学級を設置
- 教育旅行等の誘致

2 今後の課題

(1) 産業

農水産業は、パッションフルーツやメカジキなどの代表的な特産品はあるものの、本土との遠隔性や生産規模等、産業の発展にとっての不利性が存在していることから、安定的な生産体制を確立するため施設面での生産基盤の整備や、新規就業者の確保、販路開拓等が課題となっている。

また、更なる生産性の向上を推進するため、新たな特産作物や魚種・漁場の開発等、農水産業における取り組むべき課題は多い。

観光業は、世界自然遺産登録後の一時的な観光客の増加は落ち着いたものの、直近においては増加に転じており、引き続き、登録前を上回る観光客数を維持していくことが必要である。

また、島内における受入環境が、多様化する観光ニーズに対応しきれていないなど、観光地としての魅力の向上と、増加した観光客を維持するための対策が求められている。

加えて、今後の更なる産業の振興のためには、観光業と農業・水産業・商工業といった産業間の一層の連携の推進が必要である。

(2) 自然環境

小笠原諸島においては、19 世紀に人が居住して以来、農地化や植林等の開拓に伴い外来種が持ち込まれたことなどにより、固有種の一部が絶滅するなど小笠原諸島固有の生態系や貴重かつ希少な自然環境に影響を与えてきており、外来種の防除や侵入・拡散の防止対策等の継続した保全活動が不可欠となっている。特に、既に侵入してしまった外来種の防除だけでなく、新たな外来種の侵入・拡散の防止について、行政機関や関係団体の強力な連携により、効果的な対策を講じることが急務となっている。

また、住民生活と自然環境は密接な関係にあることから、人と自然環境との調和・共生への取組や自然環境の利用と保全との両立に向けたより一層の普及啓発が求められている。

(3) 交通アクセス

外海離島である小笠原諸島と本土とを結ぶ交通アクセスは、小笠原村の最重要課題である。

定期的に結ぶ交通アクセスは、片道所要時間が約 24 時間、約 6 日に 1 便の「おがさわら丸」に限られ、父島と母島間を結ぶ航路は「ははしま丸」が唯一の定期航路である。そのため、多様化する利用者ニーズへの対応や住民生活の利便性向上に資する船内環境及び運航形態など、航路改善への対応が常に求められている。

一方、航空路については、平成 20 年に小笠原航空路協議会を設置し、検討を行ってきたが、自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性など様々な課題がある。

(4) 生活環境

本土との遠隔性や、今後の高齢社会への対応等、保健・医療・福祉の充実は継続した課題となっているほか、復帰当初に建設された施設の老朽化、ライフラインの安定維持、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波や土砂災害等への対策などが急務となっている。

また、土地の有効活用、ごみの減量化・資源化のより一層の推進、教育・文化の充実、雇用の拡大や人材の確保等、住民生活の向上に向けて取り組むべき課題は多い。

第3章 振興開発の基本的方針

1 振興開発の基本的方針

小笠原諸島については、これまでも地理的、自然的、歴史的、社会的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が講じられてきており、国、都、小笠原村、住民等の不断の努力によって、着実に施策が実施され、これまでも相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、産業の振興や交通アクセス、医療・福祉等の生活環境面の改善、公共施設の老朽化、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波対策等といった課題が依然として残されている。

これらの課題を解決するために、小笠原諸島振興開発基本方針で示された「生活環境の整備・産業の振興による定住の促進」「小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保」「世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生」の三つの施策の方向の下、振興開発事業を進めていくことにより、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進を図り、小笠原諸島の自立的発展を目指していく。



2 振興開発の施策の方向

(1) 振興開発の施策の方向

ア 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進

小笠原諸島における定住の促進のためには、必要な社会資本の整備を適切に行うとともに、創意工夫をしながら地域の特性を生かした産業振興を進めていく必要がある。

このため、社会資本整備の観点からは、住民の高齢化の進展、復帰当初に建設された施設の老朽化、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等への対策を引き続き行うとともに、保健・医療・福祉、防災、情報通信、教育等、住民の生活の利便性の向上に資する取組を推進し、定住環境の改善を図る。

また、産業振興の観点では、農水産業において生産基盤の機能向上や農産物の生産確保、水産資源の保全、就業者の確保・育成支援等に取り組むとともに、観光業においてエコツーリズム等地域資源を活用した一層の振興を図り、更には観光業と農林水産業や商工業との連携を推進することで、定住希望者の雇用機会を確保し、定住を促進するとともに帰島を希望する旧島民の受入れに対応する。

なお、小笠原諸島の産業の振興を進めるためには、住民による自発的・主体的な地域づくりを活発化させることが重要である。行政機関のみならず、住民や地域の関係団体等との連携を強化するとともに、持続的な地域づくりを支える人材の確保及び育成も進めていく。

イ 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保

小笠原諸島と本土との定期航路は「おがさわら丸」、父島と母島の定期航路は「はしま丸」に限られていることから、これらのドック期間中の代替船確保等に向けた支援や港湾施設の整備を推進し、その安定的な運航の確保を図る。併せて、来島する高齢者や外国人旅行者等への受入環境の整備や、島内における道路整備等を引き続き行うことで、小笠原諸島内外の交通の利便性の向上を図る。

また、航空路に関しては、自然環境と調和した実現可能な航空路案が取りまとめられるよう、引き続き調査・検討を進めていく。

ウ 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、大陸と一度も陸続きとなることがない海洋島であることから、独自の進化を遂げた固有の動植物が数多く生息・生育する極めて貴重な地域であり、世界自然遺産にも登録されている。一方、これらの海洋島の生態系は非常にぜい弱であることから、自然環境を保全・再生し、継承していくためには外来種対策等を継続するとともに新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図り、開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進めていく。

また、これらの自然環境保全活動に関する理解を深めるため、自然環境の価値や保全・再生に関する情報の発信と知識の普及啓発に努める。

(2) 目標人口

人口は、将来的には約 3,000 人を想定し、令和5年度末では、平成 30 年度末の人口より増加していることを目標とする。

(3) 成果目標の設定及び評価

本計画に掲げる事業を着実に推進していくため、以下の成果目標を設定する。

なお、達成状況については毎年、小笠原諸島振興開発審議会で報告を行い、その後の事業執行に反映していく。

また、計画の進捗や施策に関する目標の評価等に必要な各種調査を実施する。

計画の成果目標

指 標	目 標 (令和5年度)	参考値
農業生産額	1 億 3,720 万円	3.24%増 (平成 24 年度から 平成 29 年度の増加率)
漁獲量	532 t	2.77%増 (平成 20～平成 24 年度と 平成 25～平成 29 年度の平均の増加率)
年間入り込み客数 ^{※1}	34,500 人	7.64%増 (新船就航後の平成 28 年度から 平成 30 年度の増加率)
教育旅行者数	20 件 1,200 人	13 件 510 人 (平成 30 年度実績)
リサイクル率 ^{※2}	50%	39.6% (平成 29 年度実績)
再生可能エネルギー 発電容量 ^{※3}	280kW	230kW (平成 30 年度末実績)
総所得金額	102 ^{※4}	63 億 2,200 万円 (平成 26～平成 30 年度の平均総所得金額)

※1 年間入り込み客数には、定期船客以外の観光船客も含む。

※2 年間のごみの総処理量と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

※3 公共施設における再生可能エネルギー発電容量とする。

※4 平成 26～平成 30 年度の平均総所得金額を 100 とした場合の指数

(4) 島別の対処方針

父島及び母島については、住民が定住する島として、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進に資する各種振興開発事業を実施・推進するものとし、実施に当たっては、必要に応じて環境影響評価を行うなど、周囲の自然環境との調和を図る。

また、東京都景観計画や「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、自然や風土と調和した良好な景観形成を図る。

父島については、小笠原諸島の玄関口として観光地らしさを、母島については、自然の豊かさを演出するなど、それぞれの島の特性を生かした振興開発施策を検討する。

硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

また、父島、母島及びその他の島しょ（硫黄島、沖ノ島島を除く。）の自然保護地域では、自然の保護と利用の両立を図るため、所要の調査検討を行い、自然公園法等との調整を図りながら、適切な措置を講じる。

第4章 分野別振興開発事業計画

※第4章に記載する各施策は、今後の予算措置等の状況により、変更が生じる場合がある。

1 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に 30 余りの島々が散在しており、平地が少ない上、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和 19 年の強制疎開により、長い期間、帰島を許されなかったという歴史的背景から、その後も帰島できていない旧島民など、不在地主が多数存在する。

また、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の施行停止により、農地の転用等に関する規制がなく、強制疎開時の小作権等を保護するための特別賃借権制度が設置されている。

現状と課題

- 不在地主所有地や地籍調査未実施地区においては、正確な土地情報がないため、土地活用の検討が進まず、土地の流動化が進まない。
- 集落地域以外に住宅等が建設されるなど、計画的な土地利用が図られていない。
- 特別賃借権制度や農地法の施行停止等、土地の利用に関する諸課題について整理するとともに、解決に向けた検討を行う必要がある。

今後 5 年間の取組

- 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や農地情報整理台帳等の活用を進める。【都・村】
- 土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、特別賃借権の課題整理等を進める。さらに、土砂災害など自然災害への対応等も含め、地域の将来像を見据えた土地利用の規制・誘導の在り方等を検討する。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地籍調査の推進	継続				
土地利用に係る調査・農地情報整理台帳等の活用	継続				
土地利用の規制・誘導の在り方の検討	継続				

土地利用の計画

土地の利用については、次の用途区分に基づいて行うものとし、その地域区分及び面積は次の表のとおりとし、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

- 集落地域
父島については、東町並びに西町、宮之浜道、清瀬、奥村、扇浦及び吹上谷の一部を集落地域とする。
母島については、元地並びに静沢及び大谷の一部を集落地域とする。
- 農業地域
父島については、境浦、吹上谷、扇浦、洲崎、二子、小曲、長谷、北袋沢及び時雨山の一部を農業地域とする。
母島については、^{こつもり}蝙蝠谷、船見台、静沢、大谷、船木山、評議平及び中ノ平の一部を農業地域とする。
- 自然保護地域
小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地質・地形等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。
- その他地域
集落地域、農業地域、自然保護地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土 地 利 用 面 積 表

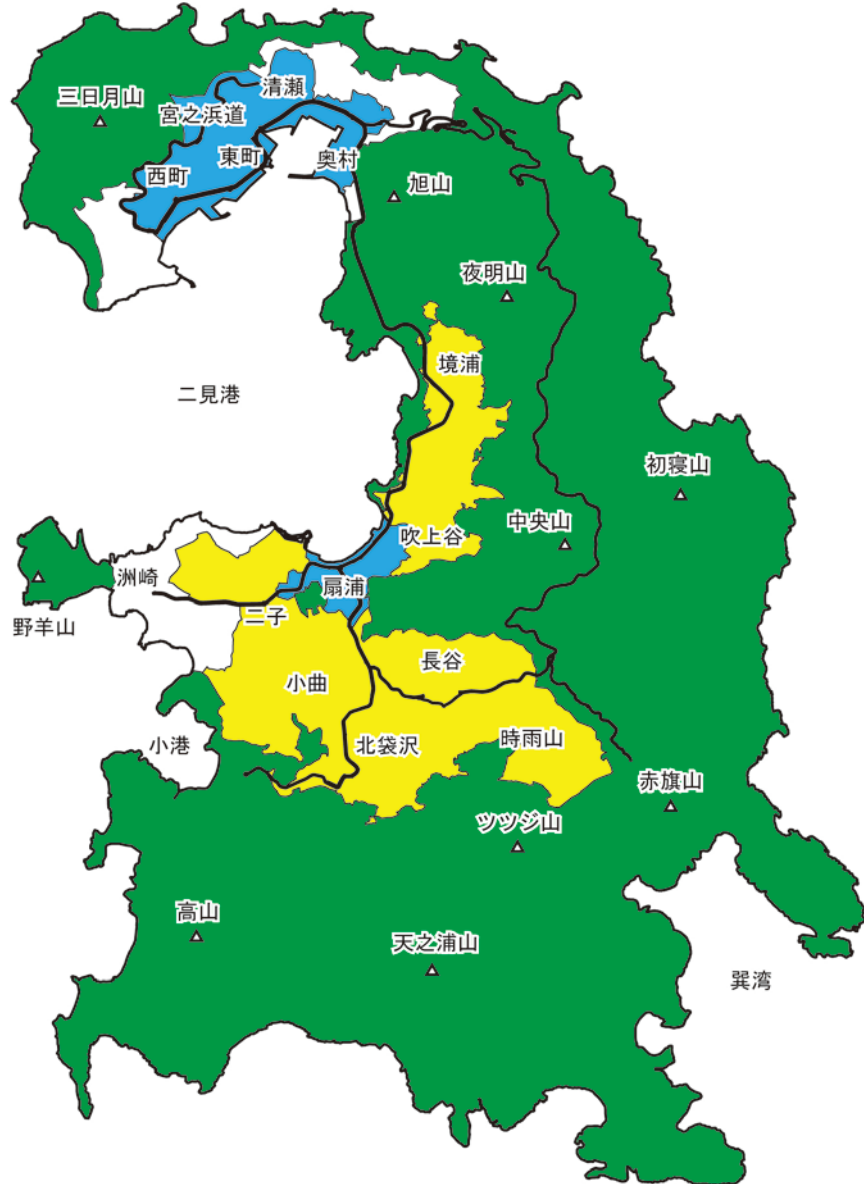
(単位：km²)

地域区分 \ 島別	父 島	母 島	その他の 島しょ	計
集落地域	1.17	0.25	—	1.42
農業地域	3.28	2.77	—	6.05
自然保護地域	18.75	16.46	38.36	73.57
その他地域	0.25	0.40	25.19	25.84
計	23.45	19.88	63.55	106.88

(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。

2 「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ鳥島及び南鳥島の全域の面積である。

父島土地利用計画図



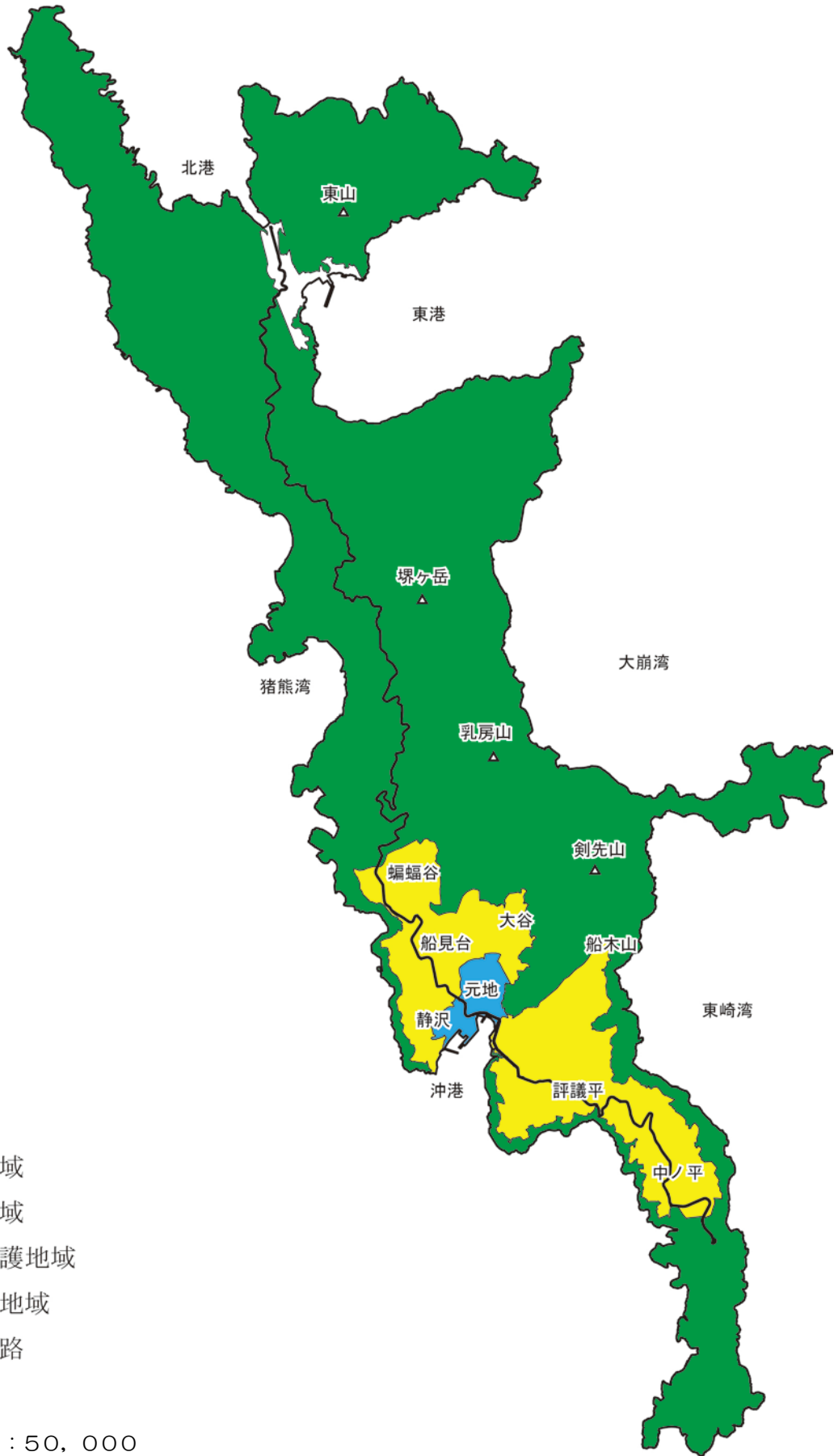
凡例

- 集落地域
- 農業地域
- 自然保護地域
- その他地域
- 幹線道路




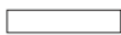

1 : 50, 000



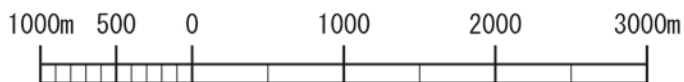
母島土地利用計画図



凡例

-  集落地域
-  農業地域
-  自然保護地域
-  その他地域
-  幹線道路

1 : 50, 000



2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(1) 港湾

本土から約 1,000km 離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良が着実に進められてきている。

父島の二見港については、本土と小笠原を結ぶ唯一の交通アクセスの拠点として、また、周辺海域の監視や避難・補給基地等としての役割を担っており、定期船が使用する岸壁や大型クルーズ船等が使用する係船浮標、防波堤等が整備されている。

母島の沖港については、父島と母島とを結ぶ海上交通の母島における拠点であり、定期船や貨物船が使用する岸壁、漁船用の船揚場、物揚場、防波堤等が整備されている。

これらの施設整備により、定期船等の安定的な就航が可能になっており、住民生活の安定及び産業振興に大きく貢献している。

現状と課題

- 平成 28 年度に東京・父島間及び父島・母島間の航路に新造船が就航した。船舶の大型化により、母島の沖港の泊地の水深が部分的に不足している。
- 復帰後、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。
- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。
- 世界自然遺産登録後の来島者数の増加や、新造船導入による集客効果等に対応するため、小笠原諸島の玄関口としての港湾施設の更なる利便性向上が求められている。
- 母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。

今後5年間の取組

- 沖港の泊地においてしゅんせつを実施する。【都】
- 既存施設の機能保全を図るため、維持管理を計画的に行っていく。【都】
- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても、港湾施設の輸送機能を確保するため、岸壁や防波堤等の改良を検討していく。【都】
- 父島・母島の玄関口として、港湾施設利用者の利便性・快適性を高める施設整備などを進める。【都】
- 沖港の静穏度向上のため、沖防波堤の整備等に向けた取組を進める。【都】
- 国境離島としての役割を発揮するため、領土保全や海洋資源確保をはじめ、密入国・密輸・密漁の防止など我が国の安全確保のための港湾・漁港施設の活用について検討する。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
泊地のしゅんせつ	継続				
計画的な維持管理	継続				
緊急輸送用岸壁の整備	設計・工事				
港湾施設の改良の検討	継続				
沖港の沖防波堤の整備	調査・検討・設計・工事				



二見港（父島）



沖港（母島）

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(2) 航路・航空路

小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは、約6日に1便、片道所要時間約24時間の「おがさわら丸」に限られ、母島への交通手段は、父島・母島間をおおむね週に5便、片道所要時間2時間で結ぶ「ははしま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

定期船の「おがさわら丸」及び「ははしま丸」は、多様化するニーズ、世界自然遺産登録による乗船客の増加及び経年劣化の進行への対応、並びに住民の生活安定のため、大型化・快適化された新造船が平成28年7月に就航している。

一方、航空路については、平成20年2月に都と小笠原村で「小笠原航空路協議会」を設置し、自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性等の調査・検討を行ってきた。平成30年度には、これまで検討してきた複数案の中から、より実現性の高い洲崎地区活用案について集中的に検討していくことを確認したほか、新たに国土交通省国土政策局長が小笠原航空路協議会の委員に加わっている。

現状と課題

- 平成20年以降、おがさわら丸は、約2週間のドック期間中の代替船がなく、年に1回、長期間にわたり人員及び物資が輸送できない状況が発生しており、村民生活の安定のため、航路改善が求められている。
- ははしま丸のドック期間中の代替船である「ゆり丸」は、船齢20年を超え、老朽化が進行している。
- 父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは、約6日に1便のおがさわら丸に限られていることから、住民生活の安定のため、自然環境との調和等に配慮した実現可能な航空路に係る調査・検討を行っている。



おがさわら丸 (平成28年7月就航)



ははしま丸 (平成28年7月就航)

今後5年間の取組

- 小笠原諸島における航路の改善を図るため、おがさわら丸のドック期間中の代替船の確保及びゆり丸の老朽化対策に向けた支援を検討する。
 なお、これらの取組に当たっては、関係各機関と協議を図りながら進捗管理を行う。
 【都・村】
- 航空路の開設については、洲崎地区における飛行場建設に関して、基本構造や工法の実現性を確認するための調査を行っていくほか、関係者間の円滑な合意形成を図るため、P I^{*}の実施に向けた調査等を引き続き実施する。調査に当たっては、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、様々な課題があることから、関係者と議論を深め、実現可能な航空路案が取りまとめられるよう、引き続き課題の整理、検討を進めていく。
 【都・村】

※P I（パブリック・インボルブメント:Public Involvement）とは

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
おがさわら丸ドック中の代替船建造（さるびあ丸近海仕様対応）		支援		就航	
実現可能な航空路に係る調査・検討			継続		

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(3) 道路・島内交通

都道は集落と港などの主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

父島の二見港周辺の都道では、無電柱化や歩道のバリアフリー化が進められ、小笠原村の玄関口としてふさわしい景観に配慮した都道の再整備を実施してきた。一方、災害防除については、道路巡回に併せて行う日常点検に加え、5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検等により、斜面の状況を的確に把握し、緊急性の高い箇所から計画的に対策を実施して、住民や来島者の安全確保に努めている。

また、村道については、父島では大村奥村地域線及び扇浦地域線が、母島では沖村地域線が、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

島内交通については、父島では村営バスが運行されており、母島では公共交通がないため、有償運送（乗合タクシー）が行われている。

また、観光事業者等により、レンタカーやレンタバイクも営業されている。

現状と課題

- 都道は日常生活及び観光での通行に加え、災害時等の避難道路としても利用されるため、安全で快適な道路を整備する必要がある。
- 村道は、都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支え、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、中でも橋りょう及びトンネルは塩害等による劣化の進行が特に著しく、安全性の定期点検等、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- 小笠原諸島の固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮した道路整備を行う必要がある。
- 母島の沖村地域線に接続する道路網の一部は、急こう配でかつ幅員が狭いため、道路としての安全性・快適性を確保する必要がある。
- 父島集落中心部における村道のインターロッキング等による舗装は、経年による劣化が見られる上、都道との景観の統一が図られていない。
- 父島での村営バスは利用者数が少ないため、観光客も含めた総利用者数を増やす対策の検討が必要である。
また、母島での有償運送（乗合タクシー）を安定的に運行する必要がある。

今後5年間の取組

- 今後も集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良を進めることで、道路利用者の安全性、快適性、観光地へのアクセス性の向上を図るとともに、災害時の安全性を確保する。【都】
- 災害に伴う人的・物的被害や通行止めによる経済的損失、日常生活に影響を及ぼす道路斜面からの落石や崩落等を未然に防止し、道路の安全性を高める。【都】
- 津波等被災時における集落の分断を防止するため、父島における避難道路の早期整備に向け、引き続き島内の合意形成を図りながら、整備を進めていく。【都・村】
- 引き続き、老朽化した村道の橋りょうやトンネル等について定期点検を行うとともに、長寿命化計画等に基づく保全により、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的・効果的な維持管理を行う。【村】
- 自然環境への影響が大きいと予測される事業については、専門家の意見を踏まえ、適切な対策・調査を実施する。【都】
- 母島の沖村地域線において、沖村九号線を新設整備することで、歩行者及び緊急車両の通行の安全性を確保する。【村】
- 引き続き、父島中心部の村道について、排水性を向上させた改良整備と併せて、都道との景観の統一性を確保するためのインターロッキング等による舗装の再整備を行い、自然環境と調和した景観の形成を図る。【村】
- 村営バスについては、引き続き、運行形態の見直しや住民及び観光客の利便性の向上を図るとともに、収支の改善に努める。母島の有償運送については、引き続き、利用者ニーズに応じた安定的な運行について検討する。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
線形改良・拡幅整備	継続				
道路災害防除 (土砂崩落・落石防止対策)	継続				
津波避難道路の整備	調査・設計・用地取得・工事				
計画的な維持管理	継続				
村道新設整備 (母島・沖村九号線)	整備				
排水性舗装の改良整備	継続				
島内交通の改善検討	継続				

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(4) 情報通信

「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバーケーブルが敷設され、平成 23 年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスのほか、電子調達サービス等の「公共アプリケーションサービス」も提供されている。

また、本土の都立広尾病院と小笠原村診療所間を繋いでいるCT画像等を相互に送受信するための「画像電送システム」では、ブロードバンドの利用により、画像送信速度が大幅に改善されている。

なお、「小笠原海底光ケーブル整備、保守及び運用共同企業体」が基盤の運用保守を実施しており、24 時間 365 日の監視により、障害発生時には速やかな復旧を行い、安定した通信サービスの提供を実現している。

現状と課題

- 整備された高度な情報通信基盤を維持するとともに、様々な分野でより有効活用を図っていく必要がある。

今後5年間の取組

- 適切な運用保守や計画的な機器更新等を行い、引き続き、安定した通信サービスの提供を継続していく。【都】
- 5Gなど情報通信技術の進展を踏まえ、住民生活の利便性向上のため、教育、文化、気象等の様々な分野において情報通信環境の有効活用について検討を進める。【都・村】
- 情報通信環境の安定性と快適性維持のため、民間企業による島内インターネット接続サービス提供に向けて検討を進める。【村】
- 情報通信環境の安定性と快適性維持のため、テレビ放送設備の再整備について検討する。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
安定した通信サービスの提供	継続				
情報通信環境の有効活用	継続				
インターネットサービス提供体制の再構築	推進				

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化

小笠原諸島は本土から約 1,000km 離れているため、人の往来、物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

現状と課題

- 生活物資や生産物の輸送費支援については、住民生活の安定のため、安定的に継続されることが必要である。
- 定期船については、長距離航路であることから、高い運賃設定となっている。

今後 5 年間の取組

- 人や物資の移動に利用される航路は生活に不可欠なインフラであるとともに、産業を支える根幹であることから、安全かつ安定的な輸送の確保に努め、人の往来等に係る利便性の向上に努める。【都・村】
- 定期航路の旅客運賃及び産業の振興を支える貨物運賃については、住民生活の安定や観光産業の活性化に波及するため、運賃の低廉化に向け、運航事業者等への支援策の導入について関係機関と調整していく。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
生活物資等輸送費の支援	継続				

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農業

復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産活動は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保が図られてきた。2015年農林業センサスによれば、小笠原村における農業就業人口（販売農家）は37人（31戸）で、そのうち65歳以上の占める割合は約38%（14人）である。一戸当たりの平均経営面積は67.7aで、農地の自己所有率は本土と比較して低い。

小笠原村の平成29年の農業生産額は約1億3,287万円で近年増加傾向にあり、生産額の約45%をパッションフルーツが占め、次いでトマト・ミニトマト、マンゴー、レモンで全体の約70%を占めている。

小笠原諸島は年間を通じて亜熱帯性の気候を生かした農産物の生産が行われているが、台風や低気圧などによる強風害、塩害等のリスクが常に存在している。

こうした小笠原諸島特有の不利性を抱えながらも、温暖な気候等の地域の特性を生かした農業生産が行われている。

現状と課題

- 農地の適正利用の責務や売買に関する法的規制が無いことや後継者不足等により、農地の転用や耕作放棄が進んでいる。
また、未利用農地が多く存在するが、所有者不在の土地が多いことなどから、農地の流動化が進んでいない。
- 鉄骨ハウスや耐風強化型ハウス等の生産施設の整備により、頻発する台風など気象条件等に左右されない安定的な生産体制の確立が必要である。一方、施設化の推進は、農業用水不足の要因となることが懸念される。
- 農業生産基盤の整備、地域資源の活用、特産品の生産開発、他産業・地域との連携など総合的な農業振興施策により、生産性や品質を向上させ、農業経営の安定化を図る必要がある。
- 作物、栽培形態の多様化等に伴い、小笠原諸島で従来生息が確認されていなかった新しい病害虫の発生が頻発している。
- 本土への輸送コストが割高になること、長時間の輸送による荷傷みの発生等、遠隔離島ならではの地理的な不利性を抱えている。

今後5年間の取組

- 農地の所有者と利用者の仲介を促進するため、農地情報整理台帳や農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく利用権設定等促進事業等を積極的に活用し、農地の流動化や遊休農地の活用を図り、農地の確保を推進する。 【村】
- 農地造成やかんがい施設等、農業基盤の整備を進めるとともに、耐風強化型ハウスや集出荷施設等の整備を検討し、農業の振興に努める。
また、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。 【都・村】
- 病害虫の防除、ノヤギなどによる農業被害対策等を講じるとともに、土壌改良及び地力の維持増進を図る。 【都・村】
- 試験研究及び農業技術の改善・普及に努め、基幹作物の高品質化・高付加価値化・ブランド化の支援、実践に即した技術指導などを行い、生産性の向上及び農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者に対する自立支援等を行う。 【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
農地の流動化等	継続				
農業関連施設等の検討・整備	継続				
農業被害対策、土壌改良技術指導等	継続				
試験研究、農業技術の改善・普及及び技術指導	継続				



小笠原諸島の特産品
(ミニトマト及びパッションフルーツ)

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(2) 水産業

小笠原村の漁業生産高は、平成 29 年の漁業生産量は 479 t、漁業生産金額は 7 億 2,900 万円と、比較的安定した実績を示しているものの、年ごとの増減がある。

また、水産センターによる各種調査や試験研究成果の普及・指導が充実されていく中で、漁業生産活動は確実に進展してきている。

漁獲物については、島内消費、加工用原魚及び土産品として一部が取り扱われるほかは、大部分が定期船おがさわら丸により島外に出荷されている。

漁業の基盤となる漁港の整備は、小笠原諸島の振興開発に不可欠であり、昭和 43 年に復帰後、小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、港湾とともに重点的に整備を進めてきており、第 4 種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。

また、他県船の避難・休憩・前進基地としての役割も果たしている。さらに、漁業無線通信業務を充実することにより、漁船等の安全航行・遭難防止と効率的な操業に貢献している。

この結果、漁船の近代化・大型化を実現させるなど、漁業者の生活安定に貢献している。

また、クジラやイルカウォッチングの遊漁船などの小笠原諸島の自然環境を生かした観光産業の拠点として利用され、産業振興へ寄与している。

現状と課題

- 復帰後整備を進めてきた漁港施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。
- 広大で豊かな漁場を生かして良質な水産物が水揚げされているが、市場への輸送時間や費用の面で不利性を抱えている。
- 沿岸定着性の高い魚介類は資源の減少が懸念されているとともに、メカジキについては生態が明らかになっておらず、資源管理のための生態調査が必要である。
- 島内の市場規模が小さく、需要も不安定なため、島内での水産物の安定した供給は困難な状況であり、島外への出荷が主体となっている。
- 後継者育成については国などの支援の下、就業希望者の積極的な受入れを進めているが、住宅の不足等課題が多く、水産業の振興を図るためには、担い手の確保及び共同利用施設等の更なる充実が必要である。

今後5年間の取組

- 漁港内の静穏度を確保し漁船等の安全な停泊場を確保するとともに、漁港施設の機能強化や改修整備に取り組む。 【都】
- 漁港施設の機能保全のため計画的な維持管理を進めるとともに、漁港の適切な管理運営を行う。 【都】
- 試験研究や漁業資源の調査等を行うとともに、漁業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び持続可能な漁業経営の安定化を目指し、水産業の振興に努める。 【都】
- 水産物の安定供給に向けて、新たな販路の拡大や島内流通の充実を推進する。 【村】
- 後継者の確保・育成を支援し、漁業従事者の確保を図る方策の検討を行う。 【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設の機能強化・施設改修	調査・設計・工事				
施設の機能保全・維持管理等	継続				
販路拡大・島内流通の充実	推進				



二見漁港（父島）

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(3) 商工業

小笠原村商工会は、島内の商工業者に対して、巡回相談、経理・税務などの指導、各種講習会の開催などの経営改善普及事業を実施し、経営の相談・指導・改善・育成を行っており、都はこの取組を支援している。

また、特産品のメカジキを活用した「メカジキカレー」などの商品化を生産者が行うとともに、島内で生産されたパッションフルーツを活用したクラフトチューハイを大手メーカーが商品化するなど、特産品のブランド化を促進するための他産業等との連携に向けた取組が進められている。



島レモン、パッションフルーツを活用した大手メーカーの商品事例

現状と課題

- 個人経営の商店や飲食店が多く、各店の人手も少ないため、観光客数の増加などに対して、きめ細かいサービスの提供が課題である。
- 産業間の連携が弱く、地元の農産物及び水産物の地域内消費が十分に進んでいない状況にある。
- 景気は、大企業を中心に緩やかな回復基調が続いているものの、令和元年 10 月から実施された消費税率の引き上げによる影響が懸念されるほか、生産性向上や人材の確保・育成、販路開拓等、小規模事業者は様々な経営課題に直面しており、引き続き経営安定に向けた対策は必要かつ重要である。

今後5年間の取組

- 商工会の経営指導体制やサービスレベル向上のための講習会の実施を支援し、地域で一体となった効果的なサービス提供や商店間の連携強化を図る。【村】
- 第一次産業との連携を強化し、地元の農産物及び水産物を活用した高品位の加工品の開発や島内流通の円滑化を進め、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。【村】
- 今後も継続して経営改善普及事業を実施して、小規模事業者の経営安定に向けた取組が行えるよう地域の特性・ニーズを的確に捉え、商工会の取組を支援していく。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小笠原ブランドの定着・普及	継続				
商工会への支援	継続				

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(4) 先端技術の導入及び生産性の向上

小笠原諸島における農水産業の振興及び発展については、振興開発事業により、各事業主体が基盤整備や各種試験調査等を行ってきたところである。

その中で、各事業における課題を克服し、より生産性の向上を図るため、先端技術の導入など新たな取組を創意工夫しながら進めている。

現状と課題

- ミカンコミバエについては、昭和 60 年以降確認されていないが、汚染地域の船舶が寄港することもあることから、再侵入の可能性は排除されていない。
また、移動禁止対象の病害虫であるアフリカマイマイや物流の活性化に伴って新たな侵入病害虫の発生が頻発しているため、防除や有効な侵入防止策の検討が求められている。
- 亜熱帯農業センターの各種試験研究は、特産果樹類の高品質・高収量化、輸送・貯蔵、省力栽培等を着実に生産現場に還元しているが、より高品質・高収量化のための技術及び作業量の軽減に関する技術開発を望む声が高まっている。
- アカハタを代表とするハタ類、イセエビ等、沿岸定着性の高い魚介類は、需要が高く長年の漁獲により資源の減少が懸念されているが、これらの資源動態や生態については不明な点が多い。
また、漁船漁業においては、基幹漁業となっているメカジキの生態の解明やこれまで以上の生産量の増加を図るため、水産センターにおいても新たな魚種・漁場を開発する必要がある。
- 漁業協同組合における漁業活動は、漁法の変化により漁船及び施設の大型化も進み、漁業従事者も増加傾向にあるが、現在の主力漁獲物であるメカジキなどへの漁獲依存の高止まりにより、将来の資源量の確保が懸念される。
- 農業協同組合に関連する事業としては、これまで鉄骨ハウス及び耐風強化型ハウスの整備を進めることで生産の安定化に寄与してきたが、夏の観光客の多い時期には、直売所などでは品薄状態が続き、観光客のニーズに答えられていない。
また、小笠原特産品の安定的な周年供給及び農産物の生産・流通体制を強化し、更なる生産性の向上・経営の安定化を目指す必要がある。
- 農業生産基盤の整備については、昭和 43 年の日本への復帰以後、農業の土地や労働の生産性を高めるため、農地造成や農道、かんがい施設等の整備を進めてきたが、遊休農地の発生や農道の管理、農業用水の使用量の増加等から各農業施設の更新及び適正管理の必要性が高まっている。

今後5年間の取組

- ミカンコミバエについては、継続的な再侵入警戒調査の実施及び万が一侵入が確認された際の各機関との連携により、定着と被害を防止する。
また、アフリカマイマイや新たな病害虫については、防除と在来陸産貝類の保護とを両立させるための試験研究、発生実態調査を通じた防除技術の検討等を行い、引き続き農業生産の安定化を図る。 【都】
- 生産者の意向を踏まえ、収穫期間の前進化及び延長による高付加価値化、作業労力の軽減、栽培経費の低減を図るなど、生産者に直接的に寄与するための試験研究に重点的に取り組む。
また、マンゴー、レモン等との周年を通じた複合経営を推進する。 【都】
- ハタ類の種苗生産技術の開発・改良、効率的で有効な標識放流技術の開発等、定着性魚介類の生態調査等を充実させ、資源の変動兆候や指標の把握を進めるとともに、それらに必要となる知見の集積を進める。漁船漁業については、水深500m以上の深海漁場や新たな漁場を探索し、未利用資源や漁場の開発による漁船漁業の多様化、メカジキの回遊経路や餌料環境等を調査・解析し、漁業者に情報発信をしていく。 【都】
- 農業協同組合に関連する事業として、農産物の生産・流通体制の強化等を目指すため、耐風強化型ハウスや流通の拠点となる集出荷施設、高付加価値化に向けた加工機器等、農業関連施設等の整備・増設を検討する。 【都】
- 新規就農希望者に対し、過年度に農地造成した遊休農地を有効活用するとともに、農地の流動化をより推進するため、都と村において協議を進める。
また、農道については、既存農道の改修工事だけでなく農道台帳の整備や権原の整理を進め、都から村への農道移管を計画的に実施する。さらに、かんがい施設については、漏水対策や施設更新とともに、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。 【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
病害虫防除の取組 (防除・研究)	継続				
試験研究等 (亜熱帯農業センター・水産センター)	継続				
農業協同組合施設 (農業関連施設等の検討・整備)	継続				
農業基盤整備・検討 (農地・農道・かんがい施設整備)	継続				

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(5) 他産業との連携

小笠原諸島における主要な産業である水産業と農業に関する振興の拠点として、水産センター及び亜熱帯農業センターを開設している。

水産センターは、昭和 48 年の開所以来、各種の調査及び試験研究を充実させ、成果の普及指導及び研究の強化を図ってきた。特に、海産魚養殖研究を充実させるために、平成 6 年に建設された飼育観察棟（小さな水族館）は、試験対象魚の生態観察・産卵施設としてだけでなく、小笠原の生きた海洋生物を観察できるとともに、水産センターの調査・試験の研究成果を展示する施設として一般公開もしており、小笠原諸島の漁業、海洋生物を知ることができる観光施設としても人気を集めている。

一方、亜熱帯農業センターは、昭和 45 年から展示栽培の整備を進め、現在、熱帯植物展示温室、ヤシ園などを含めた 3.7ha に及び展示エリアを有し、小笠原諸島の農業と貴重な固有植物への理解・教育の場を担うとともに、島内外への情報発信源として活用されている。さらに、来島者の観光スポットやオガサワラオオコウモリのナイトツアー等、観光資源としても重要な役割を果たしている。

現状と課題

- 飼育観察棟（小さな水族館）をはじめとする水産センターの各施設は、開所から約 50 年となることから、施設の維持・更新を行う必要がある。
- 亜熱帯農業センターは、観光及び教育の場として重要な役割を果たしているが、傾斜地において土砂の流出・崩壊、リュウキュウマツ等の倒木が懸念される。

今後 5 年間の取組

- 水産センターでは、魚類等を継続的に飼育していくために、老朽化した海水設備、電気設備等を整備する。
また、研究成果に基づいた展示機能等の充実を図り、小笠原諸島特有の水産、海洋生物に関する唯一の研究施設、更には観光・学習施設としての役割を維持していく。【都】
- 亜熱帯農業センターでは、施設の再整備により、今後も観光業と連携を進めるとともに、世界自然遺産登録地であることや、自然と共生する未来の小笠原の農業について、より多くの人々に知ってもらうよう、教育の場としての活用を図っていく。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
水産センターの維持・更新	継続				
亜熱帯農業センターの再整備・活用	継続				

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

小笠原諸島での主要な産業の一つである農業においては、制度の活用による認定農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。

また、漁業においては、漁業協同組合が自ら意欲ある人材の育成に努め、漁業の後継者の確保に努めている。

受入環境の整備について、漁業においては、共同利用施設や漁船船員厚生施設等の整備を行っており、農業においては、^{こうもりだに}蝙蝠谷農業団地を有効活用するとともに農地確保、農業生産施設の整備を継続的に進めている。

職業能力の開発・向上については、亜熱帯農業センターや営農研修所等による農業生産研究や技術指導等により、新規就農者等の自立支援を行っている。

また、漁業協同組合による技術研修が行われているほか、商工会による経営改善等の経営相談・指導・支援が行われている。

現状と課題

- 農地の流動化及び有効活用が進んでおらず、新規就農希望者が営農するための農地が確保されていない。
- 離島という地理的条件から、長時間輸送による農作物の荷傷みの発生及び流通コストが割高となり農業経営が圧迫される。
- 漁業協同組合の支援により、就業希望者の積極的な受入れを進めているが、定住するための住宅が不足している。
また、水産業経営の安定化には、共同利用施設等の更なる充実が必要である。

今後5年間の取組

- 定住促進を図る観点から小笠原諸島へのUターン・Iターンの受入れを促進するため、地域資源を生かした農業・漁業や観光の振興を図り、雇用機会の拡充を図る。【村】
- 農業経営の安定化を図るための生産基盤を整備するとともに、営農研修施設を活用した農業技術指導等を行い、新規就農者の確保及び自立支援を推進する。【都】
- 安定的な漁業生産活動を維持するための生産基盤を整備するとともに、漁船船員厚生施設の活用等により、引き続き漁業後継者や新規漁業就業者の確保・育成を図る。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
営農研修施設等の整備・活用	継続				
共同利用施設の整備・活用	継続				

5 住宅及び生活環境の整備

(1) 住宅

父島・母島には、小笠原住宅を含む公的住宅のほか個人住宅、民間共同住宅、宿舎等がある。

小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、昭和 44 年度から平成 18 年度にかけて、都が国の補助を受けて建設してきており、全世帯数の約 3 割を占めている。

また、外来種のイエシロアリにより住宅等への被害が甚大となっている。

現状と課題

- 住宅用地の取得が難しく、建設コストも膨大であることから、個人住宅の建設及び民間賃貸住宅の供給が進んでいない。
- 復帰当初に建設された小笠原住宅は、狭あいでの間取りも古く使い勝手が悪い上に、一部を除き老朽化が進行している。
また、階段が狭く急勾配であるなど、高齢者の生活に配慮した構造になっていない。
- 小笠原住宅は旧島民の帰島促進を目的として建設されてきたが、復帰から 50 年が経過する中で、その果たす役割を見直す時期を迎えている。
- シロアリについては、父島及び母島のそれぞれの実情に応じた対策が必要である。特に母島については、まだ集落へと拡散していないが、勢力は拡大傾向にあり、根絶に向けて積極的に取り組む必要がある。



清瀬アパート（父島）



沖村アパート（母島）

今後5年間の取組

- 定住を促進するため、持ち家施策の充実など小笠原村全体の住宅政策の展開について検討する。 【村】
- 老朽化した小笠原住宅の建替えについては、都と小笠原村の具体的な役割分担を明確にするとともに、居住環境の向上及び自然環境に配慮した住まいづくりを目指し、早期着工に向けて計画的に推進する。 【都・村】
- シロアリによる住宅等への被害を防除するため、父島では「人とシロアリとの住み分け」、母島では「根絶」を目指し、関係機関が連携して総合的な対策を引き続き推進する。 【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
住宅政策の展開検討	新規				
小笠原住宅の建替え	継続				
シロアリへの防除対策	継続				



母島におけるシロアリ防除対策の取組
 (シロアリの駆除方法の一つであるベイト
 工法によるステーションモニタリング)

5 住宅及び生活環境の整備 (2) 簡易水道

水道については、復帰当初から集中的に生活基盤施設として整備が進められ、父島・母島ともに簡易水道事業により給水している。水道普及率は、父島が 99.9%、母島が 99.1%（平成 31 年 4 月 1 日現在）となっている。

現状と課題

- 父島では、老朽化していた浄水場の更新を完了し、取水施設整備事業を実施している。一方、母島では、老朽化している浄水場の更新中である。
また、父島・母島とも、安定給水の確保のため、配水管の新設事業を実施している。都は、小笠原村が計画的に事業を実施するに当たり、渇水対策、水質・維持管理等を総合的な視点で検討し、指導・助言等を行っている。
- 小笠原諸島は、地理的・地形的特性から渇水に対するリスクを抱えており、昭和 55 年度、平成 23 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度に大規模な渇水となった。近年では水源確保のための緊急的な措置として、海水淡水化装置を導入することにより渇水対策を行っている。装置の導入に当たっては高額な運用経費の財源の確保が課題となっている。
- 母島では、浄水場の老朽化対策として、父島浄水場と同様の浄水処理方法を採用し、整備を進めている。
- 水道事業としては事業規模が小さく、地理的・地形的特性から料金収入内での効率的な経営と施設の維持管理には限界がある上、既に都営水道一元化を果たした市町とは高水準で安全な水の供給及び料金について格差が生じている。



沖村浄水場管理棟（母島）



第 2 原水調整池（父島）

今後5年間の取組

- 新たな水源の確保のため、第2原水調整池の整備に向けて着実に工事を進めるとともに、ダムかさ上げの可能性についても調査を行うなど、今後も渇水時の安定給水を検討していく。【村】
- 母島の浄水場については、令和3年度整備完了に向けて着実に工事を進める。【村】
- 良質な水の安定供給のため、津波対策や渇水対策等を考慮した計画的な水道施設整備及び維持管理を行っていくための指導・助言等を引き続き行う。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
母島浄水場の建替え	工事				
父島第2原水調整池の整備	工事				
計画的な施設整備・維持管理への支援	継続				

コラム：国内公営水道事業初採用の浄水処理方法

父島の扇浦浄水場では、「帯磁性イオン交換処理技術」という国内公営水道事業初採用の浄水処理方法を導入した。現在、老朽化に伴い建替えを進めている母島の沖村浄水場においても同様の浄水処理方法を採用する予定である。

帯磁性イオン交換処理技術は、水源水質の高濃度有機物対策として、帯磁性を帯びたイオン交換樹脂に原水を接触させ、溶存有機物をイオン交換で除去する。

特に夏場に発生するトリハロメタン前駆物質の除去効果が高いといわれており、住民をはじめ、世界自然遺産登録に伴い増加している観光客に対しても安心・安全な水の供給に最新技術の貢献が期待される。

5 住宅及び生活環境の整備

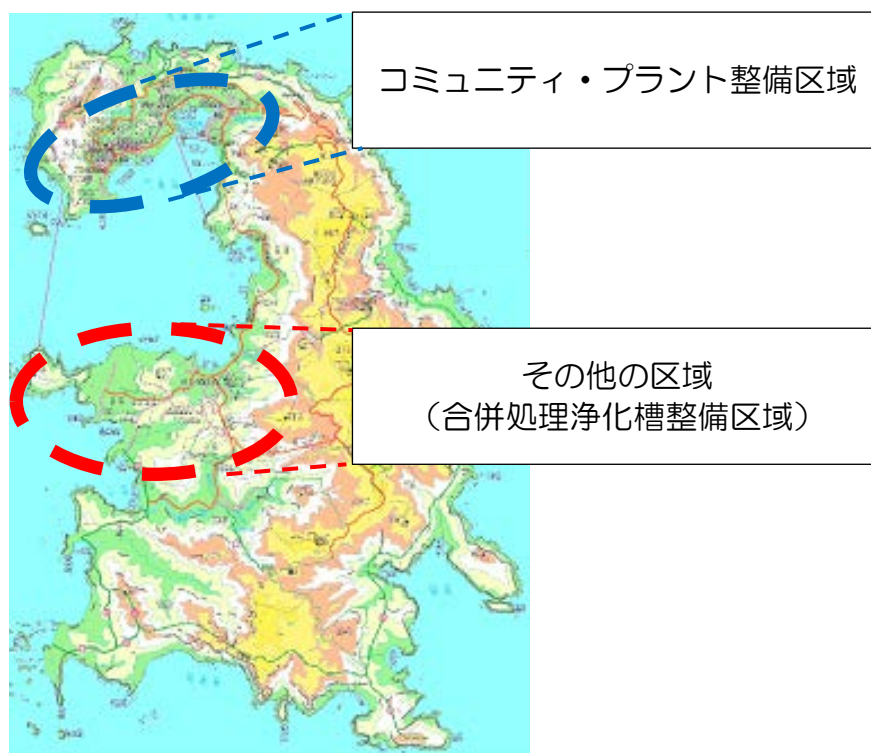
(3) 生活排水処理

生活排水の処理については復帰当初、一島一集落の基本方針により、集落内の地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進してきた。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

平成元年度から父島の扇浦地区が第二集落に指定され、新たな集落整備が進んできたため、平成16年度から順次、市町村設置型の合併処理浄化槽設置方式による整備を実施している。

現状と課題

- 生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塩害、強烈な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しい。
- 平成12年の浄化槽法（昭和58年法律第43号）改正により、既設の単独処理浄化槽の管理者は合併処理浄化槽への転換の努力義務が課せられているが、既にトイレは水洗化されていることや移設用地が確保できないといった個別課題から、転換が進んでいない浄化槽がある。
- コミュニティ・プラント整備区域以外では、個別処理方式による合併処理浄化槽の整備を推進していく必要がある。



今後5年間の取組

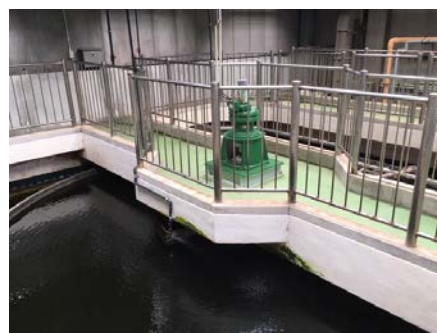
- コミュニティ・プラント整備区域においては、老朽化した処理施設、管渠、電気・^{きよ}機械設備等の計画的な更新及び改良を進め、処理施設の機能向上を図るとともに、汚泥の有効活用・減量対策等を進めること等により環境負荷の低減を図る。 【都・村】
- その他の区域（合併処理浄化槽整備区域）については、計画的な合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。 【村】
- 両区域とも、それぞれの処理方式に応じた適正な管理をしていくことで、公衆衛生の向上による清潔な生活環境づくり及び公共用水域の水質汚濁の防止に努める。 【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
処理施設等の更新・改良	継続				
計画的な合併処理浄化槽の設置・ 適正な維持管理	継続				



清瀬中継ポンプ場（父島）



地域し尿処理場（父島）

5 住宅及び生活環境の整備

(4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリレーセンター（中継施設）を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立処分を行っている。
また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出してごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

	小笠原村	都全体	島しょ部 全体※
平成 29 年度リサイクル率	39.6%	21.9%	12.0%

※小笠原村を含む都内島しょ部

出典：環境省一廃実態調査

現状と課題

- 既存焼却施設の長寿命化を図るため、より一層ごみの減量化を図るとともに、紙類やちゅうかい類・プラスチック類・小型家電等の資源化を推進する必要がある。
- 焼却施設は依然として機械化バッチ炉での焼却を続けており、焼却管理及び施設維持管理が技術的に困難となってきた上に、費用面で負担も大きくなっている。

父島クリーンセンター



分別作業の様子



機械化バッチ炉

今後5年間の取組

- 資源化中継施設を整備し、住民の意識啓発に努めながら、ごみの一層の減量化、分別収集及びリサイクルの徹底を推進するとともに、本土との広域連携により離島においても持続可能な循環型社会の構築に努める。 【村】
- 既存焼却施設の機能の維持及び長寿命化を図るため、計画的な改修を進める。 【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
資源化中継施設の整備	検討・設計・工事				
住民の意識啓発、ごみの減量化・資源の有効活用の徹底	継続				
焼却施設の改修	継続				



母島リレーセンター

6 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。

現状と課題

- 小笠原村では、特定健診等の健康診査やその結果に基づく保健指導、健康相談のほか、妊婦健診や育児学級等の母子保健、法定予防接種の実施や任意予防接種の推奨等の疾病予防に取り組んでいる。
また、生活習慣病の予防のための健康教室等を実施しているほか、広報紙を利用して健康に関する情報を提供するなど、住民の健康意識の啓発に努めている。
- 特定健康診査受診率や特定保健指導利用率から見ても、総じて住民の健康意識は高く、引き続き健康増進に向けた高い意識を維持する環境を整備していく必要がある。
- 小笠原村では、人材や機材等が限られているため、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康診査・保健指導等の実施体制が不十分であり、受診機会に恵まれていない。そのため、都は、健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、健康診査及びがん検診の検診班の招へいへの支援により、受診機会の確保に努めている。

区分	特定健康診査受診率	特定保健指導利用率
全国	37.2%	30.3%
小笠原村	62.8%	47.4%

（「平成 29 年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書」より）



育児学級の様子（母島）

今後5年間の取組

- より効果的に住民の健康づくり及び疾病予防を支援できるよう、医療・福祉との連携体制の強化・充実を図る。【村】
- 健康維持への意識の向上・啓発、健康管理や検診の受診率向上に関する情報の提供、健康増進・食育推進計画の策定等を実施することにより、住民の健康を増進する体制を構築していく。【都・村】
- 安定的な保健活動の継続に向け、小笠原村の保健師の確保・定着のため、引き続き保健師の人材育成等の支援を行う。【都】
- 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいへの支援により、引き続き受診機会の確保を図っていく。【都】

年次計画

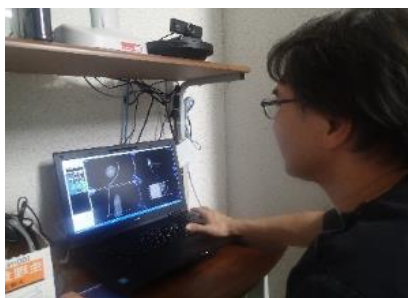
具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
健康増進のための情報提供等の実施	継続				
保健師確保・定着支援の強化	継続				
健康診査・検診班の招へいへの支援	継続				

7 医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

現状と課題

- 各診療所では、通常の診療のほか、都のへき地専門医療確保事業を活用し、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、小児科等の専門診療を行うため、本土の医療機関から専門医師を招へいし、専門医療の受診機会を提供している。
また、2か月に1回、本土から産婦人科医を招へいし、妊婦の健康診査、指導、相談の機会を提供している。
- 診療所で対応できない救急患者が発生した場合には、海上自衛隊機等により、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関へ搬送及び収容される体制が確保されている。
- 都立広尾病院は、島しょ患者のための病床を確保し、紹介患者や24時間体制の救急患者の受入れを実施している。
また、救急患者搬送時の添乗医師の派遣、代診医の派遣、画像電送システムを用いた診療の助言等を行い、小笠原諸島の診療に対し、人的・技術的支援を積極的に行っている。
- 都においては、各診療所の医療従事者を確保するため、自治医科大学卒業医師や東京都地域医療支援ドクターの派遣、無料職業紹介事業、島しょ地域医療従事者確保事業、へき地医療の普及啓発活動等に取り組み、平成30年度には父島で医師3名、母島で医師1名が確保されている。
しかし、各診療所においては、小笠原村採用の医療従事者の在職期間が2年から3年と短いことも多く、医療従事者の継続的・安定的確保が重要な課題となっている。
- 個々の患者の状況に応じ、保健・福祉分野との情報共有や施策の連携等の必要性が高まっており、各分野と連携する仕組みや体制の構築が課題となっている。
- 各診療所では出産ができないため、家族と離れた環境における分娩の精神的不安や負担があるほか、本土での分娩に係る交通費や宿泊費などの経済的負担も大きく、引き続き公的な支援が求められている。



画像電送システムの活用の様子

今後5年間の取組

- 小笠原諸島周辺海域における中心的な医療機関としての役割を発揮するため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の安定的な確保や専門診療の受診機会の確保、医療機器や施設等の整備を進め、一定の医療水準の確保を図る。【都・村】
- 小笠原村の救急医療体制を確保するため、自衛隊等の協力を受けながら、引き続き着実に救急患者の搬送体制の維持・充実を図る。【都・村】
- 各診療所と都立広尾病院とを結んでいる画像電送システムについては、令和2年12月予定のシステム更新に際し、情報処理技術の発展に合わせて操作の簡便化や電送時間短縮等の検討を行うなど、へき地における診療活動の支援を一層充実させていく。【都】
- 内地医療機関を受診した村民の帰島に当たっては、本土関係機関との連携を強化し、併せて帰島後の在宅生活等を円滑に支援するため、保健・福祉との連携の強化・充実を図る。【村】
- 妊婦が本土等において、出産に必要な医療を受けるに当たり、受診機会の確保や費用負担の軽減など必要な支援を引き続き行う。【村】
- 本土の医療機関を慢性疾患等で年間一定回数以上受診した場合や、75歳以上の住民が本土の医療機関を受診した際の交通費の一部負担等、住民負担の軽減に資する事業を引き続き行う。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
医療従事者の確保支援	継続				
救急医療体制の確保	継続				
画像電送システムの更新	更新		運用		
都立病院による医療協力体制	継続				
出産に係る本土医療受診費用等の支援	継続				

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は 15.6%と全国の 28.2%と比べると低いものの（平成 31 年 1 月 1 日現在）、高齢者の数は年々増加しており、今後、本格的な高齢社会を迎える。高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心に施策を展開してきている。

現状と課題

- 現在まで、父島・母島ともに、在宅福祉サービスの拠点となっている高齢者在宅サービスセンターを整備したほか、在宅での介護が困難な高齢者に対応するため、父島に村営の有料老人ホームを整備している。
- 都は、介護保険サービスの確保が困難な離島地域において介護保険サービスの提供体制の充実を図るために「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、小笠原村など離島町村における地域の特性に応じた具体的な方策を検討している。
- 介護サービス基盤については、今後の本格的な高齢社会を見据え、整備を進めていく必要がある。
- 離島の持つ地理的な特性、効率性や採算性の問題等から、本土に比べて介護保険サービス事業者の参入が進みにくい状況であり、介護保険サービスを含め、高齢者のニーズや状況に即したサービスが十分であるとはいえない。
- 小笠原村では、介護・障害福祉サービスの提供体制が不十分なこともあり、住民は本土で各種サービスを受けざるを得ず、交通費等の負担が課題となっているが、そうした状況においても障害者・障害児への具体的な対応が求められている。
- 専門性を要する介護・福祉人材が慢性的に不足しており、サービスの充実を図る上で、課題となっている。



有料老人ホームの施設内

今後5年間の取組

- 介護・福祉の人材確保に努め、保健・医療と連携しながら在宅サービスの充実を図り、併せて、高齢者・障害者の社会参加や介護予防、日常生活の支援、認知症施策の推進等、総合的な高齢者・障害者の福祉の充実を図る。 【村】
- 「離島等サービス確保対策検討委員会」における具体的な方策の検討及び委員会から提示された事業等について、引き続き村において実情に応じた事業を試行的に実施するなど、介護保険サービスの確保を図る。 【都・村】
- 必要な介護サービス基盤の整備を促進し、小笠原村の特性に応じた施策の展開を支援していく。 【都】
- 障害者が地域で安心して暮らし続けられる社会を実現するため、地域生活基盤整備の取組を支援する。 【都】
- 本土で高齢者・障害者福祉や介護の各種サービスを受けざるを得ない住民に対する交通費等の負担軽減のための措置について検討する。 【村】
- 介護人材の確保及び資質向上を図るため、地域のニーズに合わせた研修等の取組を支援していく。 【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
離島等サービス確保対策検討委員会における検討	継続				
介護サービス基盤整備の支援	継続				
障害者が地域で安心して暮らせる基盤整備の支援	継続				
交通費等の負担軽減の支援	継続				
介護人材の確保・資質向上	継続				

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(2) 児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、待機児童はほぼ発生していない。
また、幼児の多い父島では、出生数に応じた子育てサービスを実施しているほか、社会福祉協議会による3歳児・4歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

現状と課題

- 父島・母島ともに保育施設が老朽化しており、また、1歳児保育や一時保育の導入など子育てに関するニーズが多様化している。
- 子ども家庭支援センターを中心に、引き続き、支援が必要な子供や家庭等への対応を適切に行っていく必要がある。
- 島内で出産ができないこと等に伴い、園児が一時的に本土の保育園に入らざるを得ない場合の住民の経済的負担が課題である。

今後5年間の取組

- 老朽化が進む母島の保育施設の建替えとともに、保育施設と一体となった子育て支援のための拠点施設の整備を進める。【村】
- 子ども家庭支援センターにおいて、適切に相談支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、関係部署・関係機関との連携を図り、支援を必要とする子供や家庭等に対してサービスの提供を行う。【村】
- 全ての子供と子育て家庭の安全が守られるよう、包括補助制度等の活用により、引き続き支援をしていく。【都】
- 本土で保育サービスを受けざるを得ない住民への交通費等の負担軽減を検討する。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育施設・子育て支援のための拠点施設の整備（母島）		敷地造成工事・建物設計		建物工事	
子育て支援サービス・拠点施設整備の検討		継続			
子ども家庭支援センター等による支援		継続			

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(3) 地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

父島・母島とも、施設内に地域福祉の担い手である社会福祉協議会の事務局を配置し、ボランティア活動、福祉の普及啓発、コミュニティ活動等、地域福祉活動を行っている。

現状と課題

- 母島の地域福祉活動の拠点である村民会館については、老朽化に伴う建替えが必要となっている。



母島村民会館

今後5年間の取組

- 母島村民会館の建替え等について、地元の意見を踏まえながら、保育施設及び子育て支援のための拠点施設と一体的に整備を進め、地域福祉活動の充実を図る。 【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育施設等と一体的な地域活動拠点施設の整備（母島）	敷地造成工事・建物設計			建物工事	

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成 23 年6月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による自主ルールの実施や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

平成 30 年 3 月に世界自然遺産小笠原諸島管理計画を改定し、国、都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等が総力を挙げて、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行っている。これまでの取組により、平成 26 年 5 月には、聳島列島において戦後初めてアホウドリが繁殖するなど、一定の成果も見られている。

一方、グリーンアノールなどの外来種等が原因で、生息数、生息域等が縮小した種もあり、関係機関・団体が連携し、自然環境の保全・再生に係る事業を継続して実施している。



媒島生まれのアホウドリの若鳥（右）とその親鳥



グリーンアノール（特定外来生物）

現状と課題

- 兄島へのグリーンアノールの侵入をはじめ、自然環境保全上の重要地域に、新たな外来生物が侵入・拡散するリスクが依然として高い。小笠原諸島の自然的価値を損なう最大の脅威は外来生物であり、継続的な外来種対策が必要である。
- 外来種対策の継続は、世界遺産委員会からの要請事項であり、既に侵入している外来生物と在来生物が複雑な相互関係を形成している。このため、外来種対策に伴う生態系の変化などを推定しながら、継続的・順応的な生態系保全管理と計画的な取組が必要となっている。
- 自然保護地域と集落地域とが隣接している父島・母島では、住民生活と自然環境は密接な関係にあり、人と自然環境との共生が求められている。

今後5年間の取組

- 小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境、海洋島の特異な生態系を守るため、生息・生育する固有動植物の保全や植生回復等に取り組むほか、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業を行う。 【都】
- 唯一父島に生残するノヤギの排除は、外来植物の増加抑制への対策を講じながら、着実に実施していく。また、外来種対策については、環境省、林野庁、都、小笠原村など関係機関で調整し、適切な役割分担のもと、効率的に進めていく。 【都・村】
- 自然環境を保全するための外来種対策を含めた各種事業について、行政機関、NPO、住民等と連携・協力を強化し、引き続き、地域一体で取り組む保全管理を推進する。
また、外来種の侵入・拡散を防ぐため、世界遺産センターなどとも連携し、適切な処置を図るとともに保全管理に関する普及啓発や学習機会を提供するなど環境教育の充実を図り、住民や来島者の自然保護の意識を高める。 【都・村】
- 自然環境の保全と利用との両立を図るため、住民や来島者などに対する利用マナーの普及啓発に取り組むとともに、ルールに基づく利用の徹底や自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等に引き続き取り組む。 【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
固有動植物の保全・再生	継続				
外来種対策等	継続				
利用マナーの普及啓発	継続				

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が自然公園のうち国立公園に指定されている。自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としたものであり、小笠原国立公園は昭和 47 年に指定された。

小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の 2 点に重点を置き、整備を進めている。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

それらにより、世界自然遺産登録やエコツアーの推進により増加する観光客に配慮した施設設置等を実施した。

現状と課題

- 自然公園の整備に当たっては、自然の保護及び適正な利用の推進の観点から、国や村など関係機関と連携を図っていく必要がある。
- 公園施設の整備・更新について、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」（平成 27 年 3 月都市整備局）に基づき、引き続き実施する必要がある。

今後 5 年間の取組

- 自然公園の整備に当たっては、自然の保護と適正な利用の推進との両立を図る観点から、各団体等と意見交換会を通じて情報提供・調整を図りながら進めていく。【都】
- 「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、Ⅰ．自然環境と共生した景観づくり、Ⅱ．眺望に対応した景観づくり、Ⅲ．小笠原の振興に資する景観づくり、Ⅳ．小笠原の穏やかな時の流れを感じる景観づくり、を基本方針とした整備を今後も引き続き進めていく。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自然公園の整備	継続				



三日月山展望台（父島）
（通称：ウェザーステーション）



扇池（南島）

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(3) 都市公園

都市公園の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、自然公園との連携を図りながら進めてきている。

大神山公園においては、来園者に対する小笠原諸島の自然アプローチとしての亜熱帯景観や住民の日常的な散策の場を提供するとともに、自然公園と同様に、世界自然遺産登録やエコツーリズムの推進により増加する観光客へ配慮して整備を進めてきている。

現状と課題

- 都市公園の整備に当たっては、外来種対策を実施するとともに、景観に配慮する必要がある。

今後5年間の取組

- 外来種の駆除を効果的に行うなど、生態系の維持に配慮しながら小笠原諸島固有の植物が生育できる環境づくりを目指し、各団体と意見交換会を行い、情報提供・調整を図りながら整備を進める。
また、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、引き続き事業を実施していく。 【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
都市公園の整備	継続				



大神山公園：大神山地区



大神山公園：大村中央地区

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

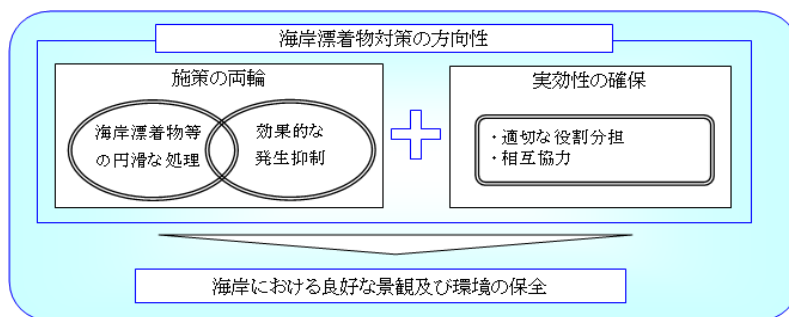
(4) 海岸漂着物対策

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、都では、海岸漂着物対策の必要な島しょ地域を対象に、海岸漂着物処理推進法（平成 21 年法律第 82 号）に基づく地域計画を作成しており、小笠原諸島を対象とした海岸漂着物対策推進計画は平成 25 年 7 月に策定されている。

また、海岸漂着物については、海岸管理者及び住民のボランティアが中心となって回収活動を行い、海岸管理者及び小笠原村が協力して処理を行っている。

小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の概要

- (1) 対象を重点的に推進する海岸（重点区域海岸）の 40 海岸を設定
- (2) 海岸漂着物等の処理と発生抑制をその関係者と連携して推進



南京浜（母島）

現状と課題

- 海岸漂着物の回収活動を行っている住民等の活動が継続的に実施されるよう支援を行っていくことが必要である。
また、普及啓発などの長期的な取組や、効果的なモニタリング手法の確立が必要である。
- 海岸漂着物の処理については、国庫補助金が措置されており、継続的に適正な処理を行えるよう、安定的な財源措置の確保が必要となる。

今後 5 年間の取組

- 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画に基づき、関係者間の連携により事業を実施していくとともに、おおむね 3 年程度の実績を踏まえ、必要に応じて社会環境の変化に対応した計画内容の見直し等を行っていく。【都・村】
- 海岸漂着物への対策は、関係する主体が役割分担の下、相互に協力し、継続的に適正な処理を実施していくことが重要であり、そのための関係機関との調整を行っていく。【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
海岸漂着物への対策	継続				

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(5) 公害の防止

小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などに与える影響を極力低減することを目的に、都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」等を定めている。

また、環境関連法をはじめ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に基づく規制指導が実施されており、小笠原諸島の環境が良好に保たれている。

なお、小笠原海上保安署では、「小笠原管内排出油等防除協議会」が設置されており、小笠原諸島周辺海域において、油等の排出に対する防除活動を実施する体制が整備されるなど、小笠原諸島の自然環境の保全に向けた取組が実施されている。

現状と課題

- 世界自然遺産登録後、観光客の増加等に伴う事業活動の活発化により、環境負荷の増加が懸念される。

今後5年間の取組

- 小笠原諸島の生活環境及び自然環境を維持するため、引き続き、環境関連法及び環境確保条例に基づく規制指導を実施するとともに、今後、環境負荷の増加により、生活環境及び自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、適切な対応策を講じる。

【都】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
法令・条例に基づく規制指導	継続				

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給

現在、小笠原村では父島・母島ともに、主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されている。

また、村施設や小・中学校等の公共施設へ太陽光発電設備が導入されており、設備容量は父島で 141.2kW、母島で 87.0kW となっている（平成 30 年 3 月 31 日現在）。

ガソリン等の燃料については、島外からの供給に依存しており、本土に比べて販売価格が割高であることから、国や都が支援を行っている。

こうした状況の中、世界自然遺産登録や東日本大震災を契機に、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入の機運や、エネルギーの安定確保の必要性が高まっている。

現状と課題

- 本土が災害により被災した場合、内燃力発電に依存している小笠原村においては、島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念される。
- 小笠原村のエネルギー自給率を高めることは、化石燃料由来のエネルギー消費量の削減に加えて、地域防災力の強化にも寄与することから、小笠原諸島の地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を推進していく必要がある。
- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、製品、資材等の輸送費、強風及び塩害への対策費用など、導入及び維持管理の費用が本土や他の島しょ地域と比べて高いという課題がある。
- 島内のガソリン販売価格については、国の支援により本土との価格差は縮まっているものの、依然として本土に比べ割高である。

今後5年間の取組

- 公共施設や避難所機能を有する防災拠点施設に太陽光発電を導入するなど、再生可能エネルギーの積極的な活用を図り、災害時のエネルギーを確保するとともに、環境負荷の小さい地域づくりを推進する。 【村】
- 自然環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入の取組を都が支援することで、持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの普及拡大を目指す。 【都・村】
- ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の3者で連携し、母島において、太陽光発電のみで1年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査等を実施する。 【都・村】
- 今後技術開発が進み、普及・実用化が期待される海洋エネルギーの実証実験の動向に関する調査・検討を行う。 【村】
- 化石燃料の本土との価格差を解消するため、ガソリン流通コストやプロパンガス輸送費への国及び都による支援を継続し、石油製品の安定的な供給に努める。 【都】
- エネルギーの使用量を削減する取組として、公共施設における省エネルギー施策の推進や住民への省エネルギー行動の情報発信・啓発を実施する。 【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
太陽光発電の積極的活用	継続				
石油製品の安定的な供給への支援	継続				

太陽光発電設備設置例



小笠原村地域福祉センター



母島小中学校

1 1 防災及び国土保全に係る施設の整備

(1) 防災対策

小笠原諸島は、台風、大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまでも昭和 35 年のチリ地震による津波や昭和 58 年の台風 17 号により、大きな被害を受けている。

近年では、平成 12 年及び平成 22 年に、小笠原諸島近海を震源とする震度 4、マグニチュード 7 を超える近地地震による津波、また、平成 23 年には東日本大震災に伴う津波が発生したこと等により、住民の防災意識は高まっている。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国及び都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

また、土砂災害については、大島町における平成 25 年の台風や西日本における平成 30 年 7 月の豪雨などで大きな被害が発生しており、小笠原村においても、平成 30 年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

<小笠原村の取組>

- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画を策定
- ・ 平成 26 年度に、都が実施した南海トラフ巨大地震等による津波浸水予測調査に基づき、津波浸水ハザードマップを作成・全戸配布
- ・ デジタル防災無線の導入、各家庭や事業所には戸別端末を設置、防災時の情報伝達体制を整備
- ・ 島内に 8 箇所の避難所を指定、備蓄倉庫を 15 箇所設置、7日間分の飲料水・食糧などの災害備蓄品の配備を順次推進
- ・ 東日本大震災などの教訓、南海トラフ地震による津波想定を踏まえた津波災害に対する情報発信体制の再整備、津波避難施設・避難路の整備、初動態勢の確立、住民避難訓練等の防災訓練の実施
- ・ 平成 28 年に小笠原村津波避難計画を作成



避難施設：奥村交流センター



避難施設の中の備蓄品

保存版

父島津波浸水ハザードマップ基本図

津波ハザードマップについて

平成23年3月11日に東日本の沖合を震源とする東北地方太平洋沖地震による津波が発生し、東日本の太平洋沿いを中心に甚大な被害をもたらしました。平成29年7月に東京府が公表した南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定では、押し上げにおいて、浸水高が低くなり、津波浸水想定区域における建物被害や人的被害の発生が予想されています。

津波対策においては、「海沿い付近において、強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じたとき、あるいは、津波警報等が発せられたときは、直ちに海沿いから離れて高い安全な場所に避難する」という津波避難を徹底することが、人的被害を軽減するうえで重要です。

「父島津波浸水ハザードマップ基本図」は、皆さんに津波災害の危険性を知って、防災について考えいただくために作成しました。津波による浸水想定区域、津波避難所、避難日数、避難経路、および津波に対する注意事項などについてははごろから確認し、津波が発生したときとなるべき行動を各自からご家や地域で話し合っておきましょう。

小笠原村総務課
電話04996-2311(代)

強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じたとき、津波警報や津波注意報が発せられたとき

海の様子を見に行かない!!!

すぐに高いところへ避難!!!

防災無線や防災無線機が故障されるまで、受信機電源を切らない!!!

津波浸水ハザードマップ

＜都の取組＞

- ・ 平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表
- ・ 東京都津波避難計画策定指針（平成 26 年度）や津波避難計画モデル（平成 27 年度）を策定し、島しょ町村の取組を支援
- ・ 平成 29 年度に、スピード感ある防災対応の取組推進や自助・共助の更なる進展を目的に、「セーフシティ東京防災プラン」を策定
- ・ 令和元年度に、平成 28 年熊本地震等の地震災害の教訓や、女性の防災への参画の拡大等、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえ、「東京都地域防災計画・震災編」を修正
- ・ 都の関係局及び島しょ町村で構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を設置し、意見交換や情報共有により、実情に即した実効性のある対策を促進
- ・ 東京都防災行政無線網の整備及び衛星携帯電話等の代替通信手段の確保により、災害時における村との重層的な連絡体制を確保

小笠原村の南海トラフ地震による主な被害想定（最大ケース）

項目	被害想定結果	備考
建物被害（建物全壊）	約 210 棟（父島）、約 40 棟（母島）	全件が津波による被害
人的被害（深夜）	約 130 人（父島）、約 30 人（母島）	

（南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書）

現状と課題

（孤立化・物資確保等）

- 東日本大震災の教訓の一つであり、南海トラフ地震等により想定される離島の孤立化などの被害を防止する対策の早期検討が求められる。
 - 【想定される「孤立化」】
 - ・ 津波災害による港湾施設の破損や航路障害により、定期船の運航中止等の交通手段の断絶が発生し、本土からの救援物資や救援隊が途絶えることが予想される。
 - ・ 父島では、集落間をつなぐ都道の被災による集落地域の分断が予想される。
- 発電所・ガソリンスタンド・商店などの生活に欠かせない施設、村役場・警察署等の公共施設の浸水など大きな被害が予想される状況となっており、エネルギー源の確保や避難生活に必要な機能・避難所運営の在り方、物資の確保の在り方の検討が必要である。
- 父島・母島とも、集落地域内に整備してきた公共施設や住民生活を支える機能の多くは海岸沿いの低地にあり、津波等により被災する可能性が高い。一方、高台には平地はほとんどなく、被災対策としての高台移転等には限度がある。
- 平成 30 年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が小笠原村において指定され、避難計画の策定などの対応が求められている。

（地域防災力の向上）

- 東日本大震災からの時間の経過に伴い、住民の危機意識の希薄化や観光客などの一時滞在者の避難の遅れが懸念される。
 - また、災害発生時の高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への適切な支援や、消防団員の充足など、自助・共助の取組の推進が求められる。

今後5年間の取組

(計画策定)

- 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合の対応について、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき小笠原村が行う防災対応の検討を支援していく。【都】
- 避難所管理運営マニュアルの作成を働き掛けるなど、小笠原村の取組を支援する。【都】

(孤立対策・物資確保対策等)

- 関係各局と島しょ町村とで構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を活用し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波等対策の推進について検討していく。【都】
- 避難道路の具体的な検討や公共施設の高台移転の調査を進めるとともに、港湾施設の改良、防災拠点への太陽光発電設備等の導入及び避難所・防災倉庫等の防災施設の整備・充実を図る。【都・村】
- 都、小笠原村、住民、事業者等の各主体が連携し、食料・飲料水を分散備蓄するなど、発災後1週間程度の物資の確保を目指す。【都・村】

(地域防災力の向上)

- 砂防施設の整備等により地形改変のあった箇所については土砂災害警戒区域等の見直しを行うとともに、避難計画の策定など警戒避難体制の整備を図っていく。【都・村】
- 住民や観光客等の災害への対応力向上のための普及啓発を推進する。【村】
- 都と小笠原村が合同で実施した地震や津波等を想定した総合防災訓練の成果を、今後の防災対応の見直しや防災訓練に活用していく。【都・村】
- 避難行動要支援者の実態を把握するなど避難支援体制を強化しつつ、防災訓練、消防団の入団促進及び防災知識の普及等を推進し、地域防災力の向上を図る。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画の策定等	策定検討				
孤立化対策・物資確保対策等	継続				
地域防災力の向上	継続				
警戒区域等の見直し及び警戒避難体制の整備	継続				

1 1 防災及び国土保全に係る施設の整備

(2) 国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害から住民や観光客の生命と財産を守るため、砂防、地すべり対策を実施している。

八ツ瀬川流域や大谷川流域においては、砂防堰堤^{えん}や流路工等の構築を進めていく。

現状と課題

- 事業箇所には島外の地権者が多く、また、地権者の世代交代が進んでいるため所在確認に時間を要する。そのため、事業着手に必要な砂防指定や用地買収が難航し、早期の整備が進んでいない。
また、小笠原諸島固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮して事業を実施する必要がある。

今後5年間の取組

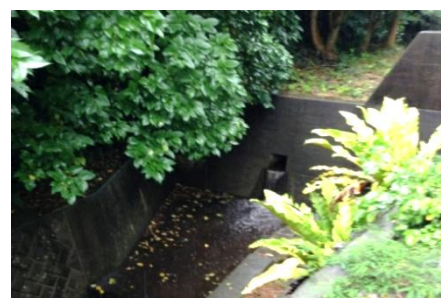
- 八ツ瀬川上流3支川及び大谷川において、堰堤工^{えん}及び流路工等の砂防施設の早期整備に向けて取り組む。【都】
- 台風等による土砂災害の発生が想定されることを踏まえ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設を引き続き整備し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。整備に当たっては、自然環境や景観との調和を図りつつ進める。【都】

年次計画

具体的な取組		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
砂防施設の整備	八ツ瀬川流域	継続				
	大谷川流域	継続				



八ツ瀬川砂防施設



大谷川砂防施設

1 2 教育及び文化の振興

(1) 教育

小・中学校は父島・母島にそれぞれ設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設が整備されている。学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として、寄与してきたところである。

なお、都立小笠原高校については、母島から進学する生徒のための寄宿舎を整備している。

児童・生徒数の推移

	小笠原小学校 (父島)	母島小学校 (母島)	小笠原中学校 (父島)	母島中学校 (母島)	小笠原高校 (父島)
平成 26 年度	138	31	51	9	43(10)
平成 27 年度	130	33	52	12	46(9)
平成 28 年度	138	34	55	8	43(11)
平成 29 年度	160	31	53	11	45(6)
平成 30 年度	168	27	55	8	48(5)

出典：東京都公立学校一覧（東京都）

小笠原高校()は寄宿舎入寮生で内数

都立小笠原高校については改築から 30 年以上経過し、経年劣化等も見られることから、改修工事を計画的に実施している。

母島の小・中学校は平成 17 年度に新校舎となり、また、父島の小・中学校については、平成 25 年度に耐震化工事を行っている。

小笠原村は、奨学資金貸付制度により、本土の学校への進学者に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図っている。

現状と課題

- 父島の小・中学校については、経年劣化と併せて、児童・生徒数の増加によって手狭となっているとともに、新たな教育に対応するための教室数が不足しているため、建替えによる教育環境の向上が求められている。
- 学校教育を担う教職員の更なる指導力向上のための支援体制の充実等が求められている。
- 学校、家庭及び地域社会が相互に連携し、一体となって子供を育てる体制づくりが求められている。

今後5年間の取組

- 老朽化した父島の小・中学校施設については、限られた敷地内に効果的・効率的な配置計画を検討し、計画的に建替えを進める。【村】
- 教職員の更なる指導力向上を目指し、研修やOJT等による人材育成のための支援体制の充実を図る。【都・村】
- 都立小笠原高校における指導の充実のため、引き続き教職員の体制整備を図る。【都】
- 学校教育については、小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境等の地域の特性や人材を生かしながら、小中連携教育や地域と一体となった教育を推進する。【村】
- 学校施設の開放や、社会体育施設等の既存施設の有効活用などにより、社会教育の充実を図る。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小・中学校の建替え（父島）	計画	設計		工事	
都立小笠原高校における一層の教職員の体制整備			継続		
学校教育及び社会教育の充実			継続		



小笠原小学校



小笠原中学校

1 2 教育及び文化の振興 (2) 文化・スポーツ

小笠原諸島には世界的にも貴重な動植物や地域性豊かな歴史・文化があり、特別天然記念物のメグロをはじめ、学術上貴重な文化財が数多く存在しており、世界自然遺産登録を契機に、世界中から小笠原諸島特有の歴史及び文化への興味が高まっている。

こうした文化財の適切な保護・活用を図るため、小笠原村文化財保護審議会が設置されているほか、都では小笠原諸島に存する有形・無形の文化財の保存伝承及びその活用に関する指導・助言を行っている。

また、南洋踊りや小笠原の民謡など小笠原諸島特有の文化については、学校教育や地域でのイベントなど様々な場面で取り入れられている。

その他、島内で開催する住民向けのスポーツ大会や東京 2020 大会に向けたイベント開催等の取組への支援などを行っている。

現状と課題

- 伝統文化の伝承者の高齢化が進んでおり、次代の担い手となる若い世代へ引き継ぐためにも、継承事業を継続していく必要がある。
- 小笠原諸島の貴重な文化財が注目される中、保護・活用のための体制が整っていない。
- 離島という地理的な条件から、島外の芸術文化に直接触れる機会を確保していく必要がある。



南洋踊り
(東京都無形文化財)

今後5年間の取組

- 文化財及び文化の保存・伝承を図るとともに、小笠原諸島の地域性豊かな歴史及び文化を観光面でも活用できるよう、観光客の探究心に応える環境づくりを促進する。【村】
- 文化財及び文化の意義や価値について、国内外の研究者等との連携により調査・研究を深め、得られた知見を広く還元し、その有効活用に努める。【村】
- 小笠原諸島を民俗文化等の研究・教育の拠点として活用し、その成果を国内外に発信することについて、関係機関と連携し、その可能性や方策を検討する。【村】
- 島しょ芸術文化振興事業の継続実施など、音楽、児童演劇や寄席等を鑑賞する機会を提供し、小笠原村における芸術文化の振興を図る。【都】
- スポーツ大会の支援は、住民の健康増進や住民間の活発な交流も期待できることから今後も継続していく。【都】
- 聖火リレーやパラリンピック体験プログラムの実施などイベント開催等の取組を通じ、東京2020大会開催気運の醸成を図るとともに、大会を契機としたレガシーの活用を含め、多様な機会を捉えて地域の魅力を発信する。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
文化・スポーツ振興への取組	継続				



ゲートボール大会

1 3 観光の開発

(1) 観光資源の開発と観光振興

小笠原諸島における観光にとっての最大の地域資源は、豊かで貴重な自然環境であることから、都や小笠原村では、エコツーリズムを基軸とした観光を推進しており、平成28年1月には村において「エコツーリズム推進全体構想」を策定した。

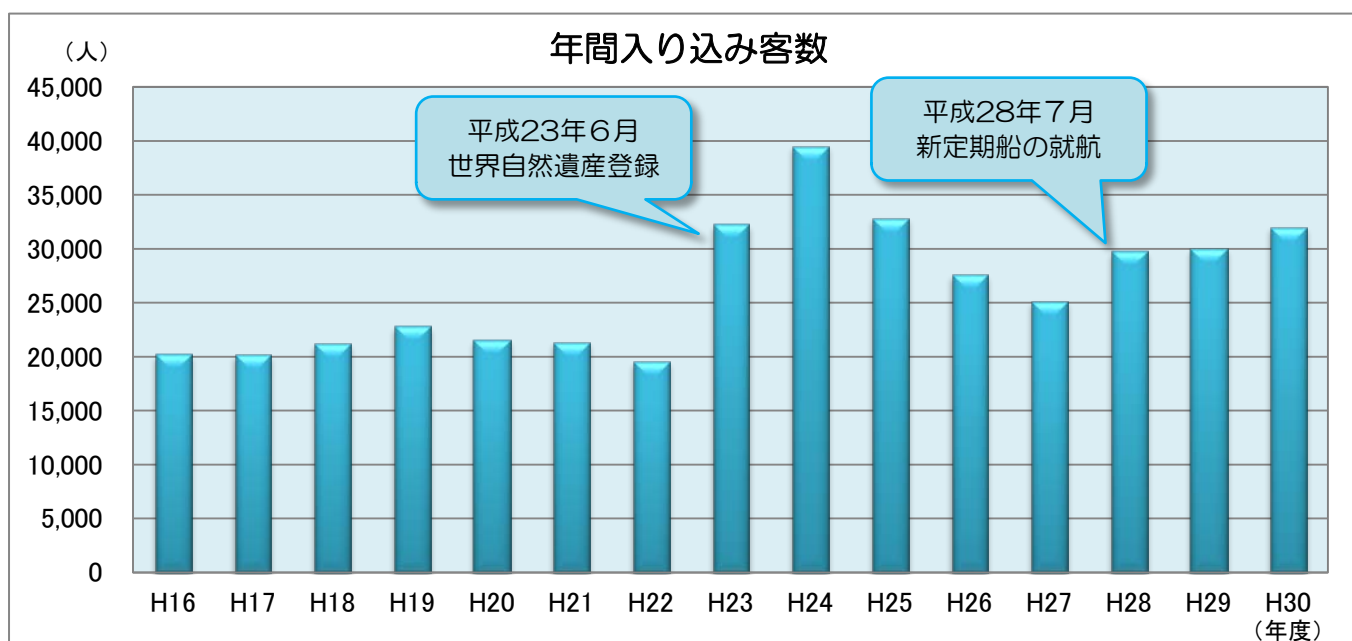
平成23年6月の世界自然遺産登録を受け、教育旅行及びシニア層の入り込みは一時的に大きく増加した後、一旦、落ち着きを取り戻し、現在は再び増加傾向にある。一方、外国人観光客については、世界自然遺産登録以降、微増傾向にある。

このような状況の中、小笠原諸島では、世界自然遺産としての貴重な自然環境の保全と観光利用の両立とを図る視点に立ち、国、都及び小笠原村が、魅力の発信と合わせた普及啓発活動を進めている。

また、遊歩道や遊歩道に隣接する管理通路、及び都市公園等の整備や維持管理により、観光客が自然を楽しむための環境整備が行われている。

現状と課題

- 関東圏、関西圏等の大商圏地域での更なる観光来島需要の掘り起こしを進めるとともに、それら以外の地域からの新たな観光客誘致等、観光客の開拓に向けた取組が必要である。
- 他の離島地域と同様に、雨天時対策の観光メニューの開発が必要となっている。
- 遊歩道等の新規設置に当たっては、開発による自然環境への影響を配慮するとともに、後年度の維持管理を含め慎重に検討することが必要である。
- 外国人観光客の規模自体は小さいものの、今後を見据えた受入環境の整備として島内の多言語化等を進める必要がある。



※年間入り込み客数：おがさわら丸乗船客数（観光・仕事等を目的とする人数）及びクルーズ船による来島者数

今後5年間の取組

- 小笠原諸島の魅力をホームページをはじめ、父島及び母島の観光協会と小笠原村観光局との連携により、様々なイベント、SNS 等を通じて継続的に発信することにより、観光客誘致につなげていく。【村】
- 受入環境の充実及び魅力の発信等に資する取組を進める。【都】
- 地域の意向を踏まえた、体験メニュー等の柔軟な提供方法や観光客の効果的な受入環境について検討していく。【村】
- 小笠原村が実施する遊歩道設置等の観光施設整備事業を引き続き支援して、観光資源の開発を進めていく。【都・村】
- 引き続き、ガイドの育成など観光を担う人材の確保・育成に当たっては、産業振興促進計画認定制度の活用について検討を行う。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受入環境の充実	継続				
魅力の発信	継続				
観光資源の開発	継続				



父島を出航するおがさわら丸と見送る地元の船団（提供：小笠原村）

コラム：小笠原村観光局

小笠原村観光局は、従来からの旅行会社とのパイプを維持しながら、メディア対応及びイベント実施により、小笠原の観光の活性化に寄与することを目的に、本土の東京諸島観光連盟の一部門として設置され、小笠原村からの業務委託を受け事業を行っている。

小笠原村観光局では、SNS、口コミを活用した広報活動、並びに公式キャラクターの「おがじろう」及び「メグロー」を活用した新しい試みを展開しているとともに、本土にあるという機動力を生かして、小笠原のセールス・PR 活動を進めている。

【活動内容】

- 1 メディア対応
- 2 本土でのイベント実施・対応
- 3 教育旅行の誘致活動
- 4 旅行会社への営業活動
- 5 ショップ・各種団体への営業活動
- 6 web・マルチメディア等を活用した広報宣伝活動



（提供：小笠原村観光局）

1 3 観光の開発

(2) 観光業と他産業の連携強化

振興開発事業の各種調査で行った、「地域資源の活用に向けた基礎調査」や「地域資源を活用した土産物等の事業化検証」により、島内において地域資源を活用した商品開発が加速するとともに、デザイン性を意識した商品づくりの機運も生まれている。

小笠原村では、観光の振興を図り、多くの観光客が訪れることによって、農業・漁業の第一次産業、生製品の加工を行う第二次産業、流通・販売・観光・サービス業の第三次産業等の連携が促進されることにより、各産業が発展することが可能となるため、観光産業を柱とする観光立島を目指している。



例) 小笠原島漁業協同組合
「さわらのみりん干」

○ 低利用資源の消費促進に向けた開発支援



- ・小笠原の特産品を組み合わせた、オリジナル性の高い商品開発を実施
- ・利用の低い資源を活用し、収入の向上を図る。
- ・汎用性の高い商品を目指し、常温保存可能な商品への改良検討を組合内で継続

現状と課題

- 地産物が地域内に充分に行き渡っていない中でも、地産物を生かした特産品の開発は意欲的に進められているが、総体として観光客が求める多様なニーズに応えきれていない。

今後5年間の取組

- 観光業と第一次産業との連携を強化し、小笠原村を感じられる魅力ある特産品の開発の促進や、地産物の村内流通の円滑化を図るなどの小笠原村の取組に対して、助言及び技術的支援を行う。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特産品の開発、地産物の村内流通の円滑化等	継続				

1 4 国内及び国外の地域との交流の促進

小笠原諸島は世界自然遺産登録を契機に、自然環境をはじめ、特異な歴史や独特の伝統・文化に対して国内外からの関心が高まっている。

近年では、教育旅行等の積極的な誘致を図っており、本土の小学校から大学に至るまで、多くの児童・生徒・学生が来島し、小笠原村の児童・生徒をはじめとする住民との交流が行われている。

このほか、小笠原村は、東京都八丈町及び山梨県南アルプス市と友好都市提携を結んでいる。八丈町には年1回定期船が寄港し、八丈町民の来島を歓迎した交流会を開催し、南アルプス市とは、毎年、交互に中学生がお互いの地を訪問し、交流を深めている。

また、小笠原村は、平成 29 年4月、首都大学東京と連携協定を締結し、今後、小笠原諸島に関する調査・研究及び研究成果の普及・還元や地域振興施策の推進等を図っていくこととしている。

小笠原村の友好都市

■東京都八丈町

□提携年月 昭和 63 年 6 月

□内容

小笠原村と八丈町は、江戸幕府による最初の小笠原島開拓住民の父祖の地である縁で深い友情と信頼を育んできた。

小笠原諸島が日本に復帰してから昭和 63 年 6 月で 20 周年を迎えたことを記念し、両島のより一層の友好を深めるために友好都市提携を結んだ。

■山梨県南アルプス市

□提携年月 昭和 63 年 6 月

□内容

南アルプス連峰の前衛櫛形山の裾野に広がる南アルプス市（旧櫛形町）は、小笠原氏発祥の地として、また、小笠原の地名を通じた縁で友情と信頼を育んできた。小笠原諸島が日本に復帰してから昭和 63 年 6 月で 20 周年を迎えたことを記念し、より一層の友好を深めるために友好都市提携を結んだ。

現状と課題

- 小笠原諸島を訪れる人々との交流を図ってはいるものの、来島者の拡大につながりにくい。
- 小笠原諸島の地理的条件から、他市町村等との交流及び連携体制が取りにくい環境にある。

今後5年間の取組

- 教育旅行等の誘致を更に促進し、より多くの島外の児童・生徒・学生が、小笠原諸島の魅力に触れる機会を提供するとともに、観光客としての再来訪や将来的な交流人口の拡大につなげる。【村】
- 小笠原諸島を訪れる人々がその滞在や体験を通じ、同諸島の自然、歴史・文化、生活等について理解を深め、住民との交流が促進されるよう、引き続き友好市町村との交流に取り組むとともに、新たな交流プログラムの開発などの検討を行う。【村】
- 小笠原諸島の貴重な自然環境等の地域資源を生かし、海洋資源等の調査や貴重な動植物の研究の拠点として、国内外の研究者等との連携による調査及び研究を推進する。【村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
教育旅行等の誘致	継続				
友好市町村との交流と交流プログラムの開発	継続				
研究者等との調査・連携の推進	新規				

15 振興開発に寄与する人材の確保及び育成

各産業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察等を通じて、人材の確保・育成を行ってきた。

(取組例)

- 医療や福祉を担う人材は特に不足しており、島内での育成を図るとともに、本土から人材の募集を実施している。
- 小笠原諸島におけるエコツーリズム推進のため、都では自然ガイドの養成を行い、小笠原村では小笠原エコツーリズム協議会が主体となって、小笠原陸域ガイド登録制度を運用している。
また、平成 28 年からは、環境省に認定を受けた「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」に基づいて、自然ガイドの育成と活動を図っている。
- 営農研修所では、Uターン農業者や島外からの新規就農者・後継者等を対象に、亜熱帯農業センターにおける研究成果等を踏まえて、個別巡回や講習会、検討会、施設ほ場における実証展示により、技術の改善・普及を図っている。
また、青年農業者や生産部会等の組織活動強化のための助言も行っている。



営農研修所の実証展示

現状と課題

- 医療・福祉などの専門性を有する人材の確保や、第一次産業従事者を中心として、人材の高齢化及び後継者不足が課題となっている。
- 農業分野においては、実践に即した技術指導及び情報提供、新規作物の導入支援等を実施することにより、後継者となる農業従事者を確保・育成していく必要がある。
- 島内の住宅確保が困難であることが、各分野における人材の確保・育成を妨げる要因となっている。
- 高校や大学への進学等のタイミングで、島で育った多くの子供たちは島を離れてしまい、卒業後は島内には雇用の場が少ないため、島に戻ることが難しい。

今後5年間の取組

- 小笠原諸島の地域資源等を生かした地域主体の振興開発を促進するため、小笠原村への愛着と島おこしにかける意欲を持ち、創意工夫により率先して地域づくりを担う地元の人材の確保・育成を図る。 【村】
- 島内の教育機関や研究機関等による研修や、地域産業を担っていくための実践的な研究や教育の推進を検討する。 【村】
- パッションフルーツ等の基幹作物の高品質化及び生産力の向上を目指すとともに、新規作物の導入支援や実践に即した技術指導、情報提供等を行い、普及指導の更なる充実を目指す。
また、新規営農者・援農者の受入態勢の充実・強化を図る方策について検討する。 【都・村】
- 自然環境の保全・再生と観光振興の両立を目指すエコツーリズムの担い手である自然ガイドを養成するとともに、ガイドの更なる資質向上を図るなど、引き続き観光振興を支えていく人材の確保・育成を図る。 【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
農業技術指導・普及指導等	継続				
自然ガイドの育成等	継続				

16 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保

これまで振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、行政機関、住民、関係団体、NPO等と連携して協力を行ってきた。

特に、自然環境の保全・再生の分野においては、行政機関はもとより、住民のボランティアやNPO等、多くの団体や関係者の理解と協力の下に、各種事業が進められている。

現状と課題

- 振興開発の各施策を進めてきた中で、行政機関、住民、関係団体、NPO等の参加を得て、施策の検討や実施を行ってきたが、関心の高い住民の参加に限られている傾向がある。
- 地元事業者及び住民等の振興開発や村づくりに資する活動・事業等も見受けられるようになってきたが、そのような地元の発意や工夫による活動等が広まっていかない傾向にある。
- 住民への情報提供に努めているが、振興開発を担う多様な関係者が連携や協力を相互に意識する機会が少なく、意識が薄らいでいる。

今後5年間の取組

- 振興開発の推進に当たっては、行政機関、住民、関係団体、NPO等の多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした地域の主体的な取組を引き続き推進する。【都・村】
- 振興開発に寄与する人材の育成を図るとともに、積極的な情報の発信や機会の提供を行うなど振興開発を担う多様な関係者が連携・協力できる環境の整備を行う。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
関係者間の連携・協力の確保	継続				

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくための環境整備を図ってきた。

また、硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っている。

現状と課題

- 昭和 19 年の強制疎開以降、既に 75 年余りが経過しており、旧島民の高齢化が進んでいる。
- 時間の経過に伴い、旧島民の本土等における生活基盤が確立しているなどの理由により、旧島民の帰島者数は少なくなっている。

今後 5 年間の取組

- 高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくため、高齢者の状況に配慮しつつ環境整備を図るとともに、旧島民の帰島に際しての生活安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため、特別の金融対策を引き続き実施する。【都・村】
- 硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。【都・村】

年次計画

具体的な取組	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
旧島民の帰島促進	継続				

参考 小笠原諸島振興開発特別措置法

○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年十二月八日法律第七十九号)

最終改正 平成三十一年三月三〇日法律第八号

小笠原諸島復興特別措置法をここに公布する。

小笠原諸島振興開発特別措置法
(昭五四法一三・平元法一〇・改称)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
 - 第二章 小笠原諸島振興開発計画等
 - 第一節 基本方針(第五条)
 - 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置(第六条—第十条)
 - 第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置(第十一条—第二十条)
 - 第四節 振興開発のためのその他の特別措置(第二十一条—第四十六条)
 - 第三章 小笠原諸島振興開発審議会(第四十七条—第四十九条)
 - 第四章 雑則(第五十条・第五十一条)
 - 第五章 罰則(第五十二条・第五十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。

(昭五四法一三・全改、平元法一〇・平一六法一一・平二六法六・一部改正)

(基本理念)

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

(平二六法六・追加)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二六法六・追加)

(定義)

第四条 この法律において「小笠原諸島」とは、嬬婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

(平二六法六・旧第二条繰下)

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

(昭五四法一三・平元法一〇・平一六法一一・改称)

第一節 基本方針

(平二六法六・節名追加)

第五条 国土交通大臣は、第二条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬(以下「人の往来等」という。)に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 六 住宅及び生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項
- 七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 九 医療の確保等に関する基本的な事項
- 十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項
- 十一 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。)の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

- 十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
 - 十三 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項
 - 十四 観光の開発に関する基本的な事項
 - 十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十六 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
 - 十七 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（平一六法一一・全改、平二一法八・一部改正、平二六法六・旧第三条線下・一部改正、平三一法八・一部改正）

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

（平二六法六・節名追加）

（振興開発計画）

- 第六条** 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 小笠原諸島の振興開発の基本的方針に関する事項
 - 二 土地の利用に関する事項
 - 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する事項
 - 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
 - 五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
 - 六 住宅及び生活環境の整備に関する事項
 - 七 保健衛生の向上に関する事項
 - 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 - 九 医療の確保等に関する事項
 - 十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項
 - 十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項
 - 十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
 - 十三 教育及び文化の振興に関する事項
 - 十四 観光の開発に関する事項
 - 十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
 - 十六 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項
 - 十七 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項
- 3 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定による要請があつた場合を除き、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。
- 5 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならない。
- 6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。
- 7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 東京都は、小笠原村から第四項又は第五項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 9 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 10 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 11 第四項及び第七項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読み替えるものとする。

（平一六法一一・全改、平二一法八・一部改正、平二六法六・旧第四条線下・一部改正、平三一法八・一部改正）

（特別の助成）

- 第七条** 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。
- 2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法

律第九十七号) 第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号) 第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

(昭五四法一三・平元法一〇・一部改正、平二六法六・旧第六条線下・一部改正)

第八条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(昭四九法九八・昭五四法一三・平元法一〇・平一一法一六〇・一部改正、平二六法六・旧第七条線下)

(経理の分別)

第九条 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

(平二六法六・旧第八条線下)

(地方債についての配慮)

第十条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(平六法二〇・追加、平二六法六・旧第八条の二線下)

第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(平二六法六・追加)

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 小笠原諸島において振興すべき業種

二 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他国土交通省令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 観光旅客滞在促進事業(小笠原諸島において旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を営む者(旅行業法(昭和三十七年法律第二百三十九号)第三条の登録を受けた者を除く。)が、小笠原諸島内限定旅行者代理業(旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。)を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。)に関する事項

二 補助金等交付財産活用事業(補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同じ。)に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者

7 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 振興開発計画に適合するものであること。

二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の

同意を得なければならない。

- 10 国土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(平二六法六・追加、平二九法五〇・平二九法八四・一部改正)

(認定に関する処理期間)

第十二条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

- 2 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(平二六法六・追加)

(認定産業振興促進計画の変更)

第十三条 小笠原村は、第十一条第八項の認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

- 2 第十一条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

(平二六法六・追加)

(報告の徴収)

第十四条 国土交通大臣は、小笠原村が第十一条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたときは、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、小笠原村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(平二六法六・追加)

(措置の要求)

第十五条 国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(平二六法六・追加)

(認定の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、認定産業振興促進計画が第十一条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、国土交通大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

- 3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べるることができる。

- 4 第十一条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(平二六法六・追加)

第十七条 削除

(平二九法五〇)

(旅行業法の特例)

第十八条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

- 3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一 小笠原諸島内限定旅行者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 小笠原諸島内限定旅行者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

- 4 小笠原諸島内限定旅行者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第一号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

- 5 国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行者代理業者に対し、小笠原諸島内限定旅行者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

(平二六法六・追加、平二九法五〇・一部改正)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第十九条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載

した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(平二六法六・追加)

(中小企業者に対する配慮)

第二十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

(平二六法六・節名追加)

(土地改良法の特例)

第二十一条 小笠原諸島において行われる土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(平二六法六・旧第九條線下・一部改正)

(農用地開発のための交換分合)

第二十二条 東京都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地（政令で定めるものを除く。）につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百條の二から第百八條まで、第百十三條、第百十三條の四から第百十五條まで、第百二十三條その他同法の交換分合に関する規定は、第一項の交換分合に関して準用する。

4 第一項の交換分合に関しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(昭五四法一三・平元法一〇・一部改正、平二六法六・旧第十條線下・一部改正、平二九法三九・一部改正)

(国有財産の譲与等)

第二十三条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(昭五四法一三・平元法一〇・平一〇法一三五・一部改正、平二六法六・旧第十三條線下)

(交通の確保等についての配慮)

第二十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(平六法二〇・追加、平二六法六・旧第十三條の二線下・一部改正)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第二十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(平六法二〇・追加、平一六法一一・一部改正、平二六法六・旧第十三條の三線下・一部改正)

(農林水産業その他の産業の振興についての配慮)

第二十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(平一六法一一・追加、平二六法六・旧第十三條の四線下・一部改正)

(就業の促進についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の

内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)

第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)

第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(医療の充実についての配慮)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 東京都は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

(平一六法一一・追加、平二六法六・旧第十三条の五繰下・一部改正)

(自然環境の保全及び再生についての配慮)

第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、小笠原諸島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(防災対策の推進についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(教育の充実等についての配慮)

第三十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この条において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(地域文化の振興等についての配慮)

第三十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・追加)

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

第三十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることに鑑み、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島における観光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(平一六法一一・追加、平二六法六・旧第十三条の六繰下・一部改正)

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

第三十九条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定

非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(平一六法一一・追加、平二一法八・一部改正、平二六法六・旧第十三条の七繰下)

(資金についての配慮)

第四十条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(平二六法六・旧第十四条繰下)

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第四十一条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画(以下「帰島計画」という。)に基づき永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)若しくは同法第三十二条又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額()とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除した金額()とする。
- 二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額()とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)を控除した金額()とする。
- 三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。
- 四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円(当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。
- 2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。
- 3 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。
- 4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。
- 5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。
- 6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。
- 7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

(平七法五五・平八法一七・平一〇法二三・平一一法八・平一一法一六〇・平一六法一四・平一八法一〇・平二一法一三・一部改正、平二六法六・旧第十五条繰下・一部改正)

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第四十二条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に達するまでの金額を価格(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

- 2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。)をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(平二六法六・旧第十六条繰下)

(土地の利用についての配慮)

第四十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要がある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利用が損なわれないように配慮しなければならない。

(昭五四法一三・平元法一〇・一部改正、平二六法六・旧第十七条繰下)

(助言、勧告又は指揮監督)

第四十四条 国土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督する。

- 2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する小笠原村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により東京都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ東京都の教育委員会と協議しなければならない。

- 3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は東京都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

(昭四九法九八・昭五四法一三・平元法一〇・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正、平二六法六・旧第十八条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第四十五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

(昭四九法九八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正、平二六法六・旧第十九条繰下)

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第四十六条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。

(昭四九法九八・昭五四法一三・平元法一〇・平一一法一六〇・一部改正、平一六法一一・旧第二十一条繰上、平二六法六・旧第二十条繰下)

第三章 小笠原諸島振興開発審議会

(平二六法六・追加)

(小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限)

第四十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣に対し意見を申し出ることができる。

(平二六法六・追加)

(審議会の組織等)

第四十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

- 7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

- 8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二六法六・追加)

(審議会への報告)

第四十九条 国土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

(平二六法六・追加)

第四章 雑則

(平二六法六・章名追加)

(離島振興法の適用除外)

第五十条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(平一六法一一・旧第二十二条繰上、平二六法六・旧第二十一条繰下)

(政令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一六法一一・旧第二十三条繰上、平二六法六・旧第二十二条繰下)

第五章 罰則

(平二六法六・追加)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

- 二 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

- 三 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平二六法六・追加、平二九法五〇・旧第五十三条線上・一部改正)

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(平二六法六・追加、平二九法五〇・旧第五十四条線上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十六年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(昭四九法九・昭五四法一三・昭五九法一〇・平元法一〇・平六法二〇・平一一法一三・平一六法一一・平二一法八・平二六法六・平三一法八・一部改正)

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第四十一条の規定を適用する。

(平一八法七・旧第五項線上、平二六法六・一部改正)

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(平一八法七・追加、平二一法九・平二四法一七・平二六法六・平三一法八・一部改正)

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 第四十二条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(平一八法七・追加、平二六法六・一部改正)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(昭四九法九・昭五四法一三・昭五九法一〇・平元法一〇・平六法二〇・平一一法一三・平一六法一一・平二一法八・平二六法六・平三一法八・一部改正)

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第四十二条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(平二六法六・一部改正)

(この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用)

8 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(平二六法六・追加)

附 則 (昭和四十九年三月二九日法律第九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する復興実施計画(以下「復興実施計画」という。)で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による同法第三条第一項に規定する復興計画(以下「復興計画」という。)の変更の日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(昭四九法九八・一部改正)

7 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

(昭四九法九八・一部改正)

附 則 (昭和四十九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号） 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

(昭和五十四年政令第三二号で昭和五十四年三月一日から施行)

(経過措置)

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則（昭和五十四年三月三十一日法律第一三号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定（「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第六条及び第七条の規定は、昭和五十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十四年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正前の小笠原諸島復興特別措置法（以下この項において「旧小笠原法」という。）第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する復興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和五十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金が昭和五十四年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島復興審議会」とあるのは、「小笠原諸島復興審議会」とする。

7 新小笠原法第五条第一項に規定する復興実施計画（以下「復興実施計画」という。）で昭和五十四年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する復興計画（以下「復興計画」という。）の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

附 則（昭和五十九年三月三十一日法律第一〇号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定（「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する復興実施計画（次項において「復興実施計画」という。）で昭和五十九年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する復興計画（次項において「復興計画」という。）の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

附 則 (平成元年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定(「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年以前に予算に係る国の負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月三十一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」という。)で平成六年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画(次項において「振興開発計画」という。)の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

附 則 (平成七年三月三十一日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が施行日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者が施行日以前に行った同項又は同条第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三十一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第三条第一項に規定する振興開発計画(以下「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

4 新小笠原法第五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」という。)で

平成十一年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 5 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 施行日前に第八十条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている認可の申請は、それぞれ第八十条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第七十六条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十二条第二項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 公布の日
(振興開発計画に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第四条第一項に規定する振興開発計画（次条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

第五条 新小笠原法第三条第一項に規定する小笠原諸島振興開発基本方針（次項において「基本方針」という。）が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したもののについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

2 基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したもののについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小

笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が平成十六年一月一日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、当該帰島者が同日前に行った前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項又は第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成十九年一月一日

イからニまで 略

ホ 第十四条の規定並びに附則第一百五十八条から第一百六十一条まで、第六十三条、第六十四条、第八十二条及び第八十三条の規定

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二一年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第三条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原法」という。)第四条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二一年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年三月三十一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年三月三十一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年四月二五日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第二四〇号で平成二六年七月三日から施行)

附則（平成二七年五月七日法律第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年七月一五日法律第五六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二七年政令第三〇二号で平成二七年九月一日から施行)

一 第一条中国国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年五月二六日法律第三九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第二四〇号で平成二九年九月二五日から施行)

附則（平成二九年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二九年政令第二二六号で平成三〇年一月四日から施行)

(奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画については、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であつて同条第三項の同意を得たものとみなす。

一 略

二 附則第九条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「旧小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十一条第八項の認定（旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。） 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興促進計画（同条第二項第二号に掲げる事項として同条第四項第一号に規定する小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

2 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士の登録

3 次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録簿

4 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

- 一 略
- 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録証
- 5 第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があったものとみなして、同項の規定を適用する。
 - 一 略
 - 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項
- 6 次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。
 - 一 略
 - 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項
- 7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。
 - 一 略
 - 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされた処分その他の行為
- 8 前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
 - 一 略
 - 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされている申請その他の行為
(罰則の適用に関する経過措置)
- 第二十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
- 第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 - 附 則** (平成二九年一月一五日法律第八四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成三〇年政令第二〇号で平成三〇年六月一五日から施行)
(罰則に関する経過措置)
- 第十条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 附 則** (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。
(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三条** 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成三十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原法」という。)第六条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。
 - 2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。
 - 3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
(政令への委任)
- 第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

参考 小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針目次

I 序文

II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

- 1 振興開発の意義
- 2 振興開発施策の方向
 - (1) 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進
 - (2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保
 - (3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

- 1 土地の利用に関する基本的な事項
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
 - (1) 交通の確保
 - (2) 情報通信の確保
 - (3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項
- 6 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 8 医療の確保等に関する基本的な事項
- 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項
- 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項
- 11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 13 観光の開発に関する基本的な事項
- 14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
- 16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
- 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

小笠原諸島振興開発基本方針

I 序文

小笠原諸島は、昭和19年の段階で、約7千7百人の住民が生活していたが、同年強制疎開により、軍属を残して約7千人の住民が本土に引き揚げることとなった。終戦後は米軍の直接統治下に置かれ、23年間の空白を経て昭和43年6月の日本復帰後、日本人住民の帰島が認められた。昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、住民が戦後すぐには帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、交通アクセスの整備のほか、保健、福祉及び医療の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等といった課題が依然として存在し、生活面等での本土との諸格差がいまだに残されている。また、亜熱帯地域に属しているため、冬でも温暖な気候であるが、周辺海域は発達中の台風が通過する台風常襲地域となっており、近年も台風による被害が発生しているほか、深刻な渇水も発生していることから、南海トラフ地震対策を含め、災害等に対する備えも喫緊の課題となっている。さらに、小笠原諸島が国境離島として我が国の排他的経済水域の保全や海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることに鑑みても、小笠原諸島における定住の促進も重要な課題である。

今後は、引き続き定住環境の整備を図るとともに、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、利便性の向上等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

このような背景を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号。以下「法」という。）が改正され、引き続き振興開発計画に基づく事業に対して国庫補助率のかさ上げを行うなど、特別な措置を講ずることとしたところである。

本基本方針は、法第5条に基づき、国が考える小笠原諸島振興開発の意義及び方向を示すとともに、東京都が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

小笠原村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を作成することが期待される。また、東京都においては、本基本方針に基づき、小笠原村が作成する振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえた小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

1 振興開発の意義

小笠原諸島は、東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めて30余の島々で構成されている。また、国境離島として我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域であり、水産資源や鉱物資源等の開発可能性を秘めている。最近では西之島において火山活動により陸地が新たに形成され、我が国の領海及び排他的経済水域が拡大している。

加えて、小笠原諸島周辺海域は、国籍を問わず付近を航行する船舶も多く、台風の発生時や、船内で急病人が発生した場合に、これらの船舶が同諸島に避難、寄港することもあるなど、太平洋における要衝として、世界的にも重要な地域である。

この地域で住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることが、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、密入国・密輸を防止すること等にも寄与するものであり、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、同諸島周辺海域の航海と漁業従事者の安全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなる。

このため、小笠原諸島の振興開発により、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要となっている。

2 振興開発施策の方向

本基本方針及び東京都が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

(1) 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進

小笠原諸島の人口は微増で推移しており、全国と比べて若い世代の比率が高くなっている一方、復帰 50 年を経て、高齢化も進んでいる。住民生活の安定及び福祉の向上のため、住民の高齢化の進展を踏まえた保健、福祉及び医療の充実、U・I ターンを含む若い世代の定住促進に向け、住宅の確保や簡易水道、学校施設等の老朽化対策、南海トラフ地震の発生時に想定される大規模津波等の災害への対策等を含めた社会資本の整備及び維持管理を行う。

また、小笠原諸島の気候等その特性に即した農業、漁業の振興を図るとともに、エコツーリズム等地域資源を生かして着実に伸びてきている観光を更に振興し、農林水産業や商工業との連携を進め、定住希望者の雇用機会を確保する。こうした取組により、定住を促進するとともに、帰島を希望する旧島民の受入れに対応する。

この際、行政機関だけでなく、地元の住民、観光協会や商工会等の産業・商業団体、自然保護等を目的に活動している NPO 等が互いに連携・協力し合うとともに、創意工夫をしながら振興開発施策を行う。また、持続的な地域づくりのため、これらの取組を行う人材の確保及び育成にも力を入れる。

(2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保

小笠原諸島は、人口集積地からの時間的距離としては、世界的に見ても極めて隔絶した外海離島である。住民及び来島者の同諸島への交通手段である片道約 24 時間の行程を要する約 1 週間に 1 便の定期船「おがさわら丸」及び父島と母島を結ぶ「ははじま丸」については、人の往来はもとより、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送等、住民の生活の安定や産業振興に欠かせないものである。その安定的な運航の確保に向けた港湾施設の整備を推進するとともに、定期船やクルーズ船により来島する高齢者や外国人旅行者等への受入環境の整備等を推進する。併せて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。

また、航空路に関しては、離島航空路線が住民の生活路線であること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、航空路の開設を含め、必要となる取組に努める。

(3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、島の成立以来一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であり、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫であることから、昭和 47 年に国立公園に指定され、平成 23 年には世界自然遺産にも登録されている。このような世界的価値を有する自然環境を保全し、再生し、継承していくために、世界遺産委員会の決議を踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。特に、住民が居住し観光客が来島する父島・母島においても、世界自然遺産の区域が大部分を占めていることを踏まえ、教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。

また、世界自然遺産としての知名度を活用し、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。

III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

小笠原諸島の振興開発を図るための各分野における基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施に当たっては、国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間からなる各事業主体間及び事業間の連携を強化し、ソフト・ハードの両面から、効率的・効果的な施策展開に努める。東京都が策定した都有施設等総合管理方針及び小笠原村が策定した公共施設等総合管理計画等を踏まえ、予防保全による長寿命化や計画的な更新等を図る。また、小笠原村は、産業振興促進計画認定制度を効果的に活用することが期待される。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるもので、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する。

1 土地の利用に関する基本的な事項

振興開発施策の実施に当たっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて定住環境の整備、農業経営等に必要な土地（公有水面を含む。以下同じ。）を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地資源の有効活用を図る。

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通の確保

東京から南に約 1,000km 離れた外海に位置し、我が国南方の国境離島である小笠原諸島にとって、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。

現在唯一の定期交通手段である航路は、住民や来島者の輸送、生活物資や製品の運搬等、住民の生活の安定や産業の振興に欠かせないものであり、その安定的な運航の確保に向けた港湾施設の整備等ととともに、道路等の島内交通の利便性の向上を図る。

航空路の開設に関し、地元の意見と自然保護に十分配慮しつつ、本土の医療を受ける機会の提供等、安心して暮らせる生活環境の確保と産業の振興を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等の課題について調査・検討し、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。

(2) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、医療や教育への活用のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を広く知らしめることを可能とするものである。そのため、情報通信基盤を活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。

(3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

産業の振興については、小笠原諸島の地域資源と創意工夫を生かし、観光業等と連携しつつ、農林水産業、商工業等産業全体の活性化を図る。

特に、農業については、特殊病害虫対策を行うとともに、狭隘な農地での効率的な生産等に配慮しつつ生産基盤の整備と、積極的な利活用を行い、温暖な亜熱帯性の気候を生かした農作物の安定供給やブランド化を図る。漁業については、漁獲物の本土への迅速な搬送が重要であることから、流通や販売に関する分析を的確に行った上で、販路・流通の改善や技術開発、戦略的な高付加価値化、漁港や共同利用施設等の整備等を行う。

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への定住促進を図る点からも同諸島へのU・Iターンの受入環境の整備が重要であり、その中でも地域における雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題の一つである。このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により、新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用して新規漁業就労者の確保・育成に取り組む等の施策を進める。

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上のため、簡易水道等の公共施設の老朽化に対応し、快適な生活環境の形成に努める。

また、小笠原村において小笠原村全体の住宅政策を検討するほか、小笠原村及び東京都において小笠原住宅に関する見直しを進め、関係機関の連携の下、定住者の住宅確保に向けた取組を推進する。

6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。

また、保育施設の整備をはじめとして、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制を構築し、児童福祉の充実を図る。

さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。

なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

8 医療の確保等に関する基本的な事項

医療については、小笠原村の診療所は一次医療機関であるとともに、小笠原諸島周辺海域における唯一の医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等の対策は重要な課題である。このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、画像電送システムの活用等により本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、東京都が医療計画を策定するに当たっては、小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

小笠原諸島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等により、顕著な普遍的価値を有する自然環境の保全、再生及び継承を図るとともに、住民及び来島者に対する教育・普及啓発活動の充実等を図る。各種事業の実施に当たっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。

また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であること等様々な長所を有しているが、小笠原諸島は、日照条件や風況が良いところが多く、太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、自然環境や景観との調和を図りつつ、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や同諸島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。

また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。

11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

台風・豪雨、地震・津波等の災害に備え、災害発生時の住民の孤立を防止するため、道路の整備や港湾施設等の防災施設の整備を図るとともに、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設に係る避難計画の作成等の避難救援体制の充実、防災教育・訓練の充実等の防災対策を計画的に推進する。

12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

教育については、公立学校施設の老朽化対策を含めた整備・充実を図るとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。

母島に高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮する。

文化の振興については、小笠原諸島は、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、小笠原の南洋踊り、小笠原の民謡（ともに東京都無形民俗文化財）等の独特の文化が存在していることから、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。

また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していくことも効果的であり、このような方向性について検討を行う。

13 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、地理的・自然的特性からもたらされる小笠原諸島の持つ魅力を最も生かすことができる産業である。また、同諸島には、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。特に、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、自然環境、歴史、文化等の地域資源を生かし、また、農業や漁業と連携したエコ

ツーリズムを推進し、自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光を振興するため、エコツアーガイド制度の推進や質の高いガイドの育成に向けた取組等を推進する。

また、観光客の受入キャパシティにも配慮し、観光消費額の拡大に向けた魅力的な観光メニューの開発や国内外への戦略的なプロモーション、リピーターの確保に向けた取組、外国人観光客の受入環境の整備を推進する。

これらの取組により、小笠原の魅力をもっと高め、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

地域の特性を魅力として生かし、世界自然遺産登録による知名度の向上を踏まえ、観光はもとより、小笠原諸島の自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することは、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展の促進に向けた振興開発を図る上で非常に重要である。

このため、彼らとの交流活動を通じ、これまで住民が気が付かなかった小笠原諸島の有する地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等について国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、他の世界自然遺産に登録された島しょ地域であるガラパゴス諸島等、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。

中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を生かした交流の実践に向けて検討を行う。

加えて、都会の子供達が小笠原諸島の自然や生活環境の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育旅行や体験学習の場として定着するよう同諸島をPRしていく。

15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

小笠原諸島については、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を生かした地域主体の振興開発を図る上で、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。

このため、外部との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、小笠原諸島に対する愛着と島おこしにかかる熱意を持ち、島外住民や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしに当たることのできる人材の確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドや特産品の開発等の産業振興に取り組む人材、外国人旅行者へのガイドを行う良質な人材等の確保・育成を推進する。

また、研修活動の促進により新規就農を含めた農林水産業従事者の育成を図る。

16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、参加する関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

帰島阻害要因等の把握に引き続き努めるとともに、旧島民の高齢化の進展を踏まえ、帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくための環境整備を進める。

また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずる。

IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行うこと等のフォローアップを行うことが望ましい。

なお、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が効力を有し、これに基づく暫定措置等が継続されているものもあることから、まずは実態を把握し、課題を抽出する。

